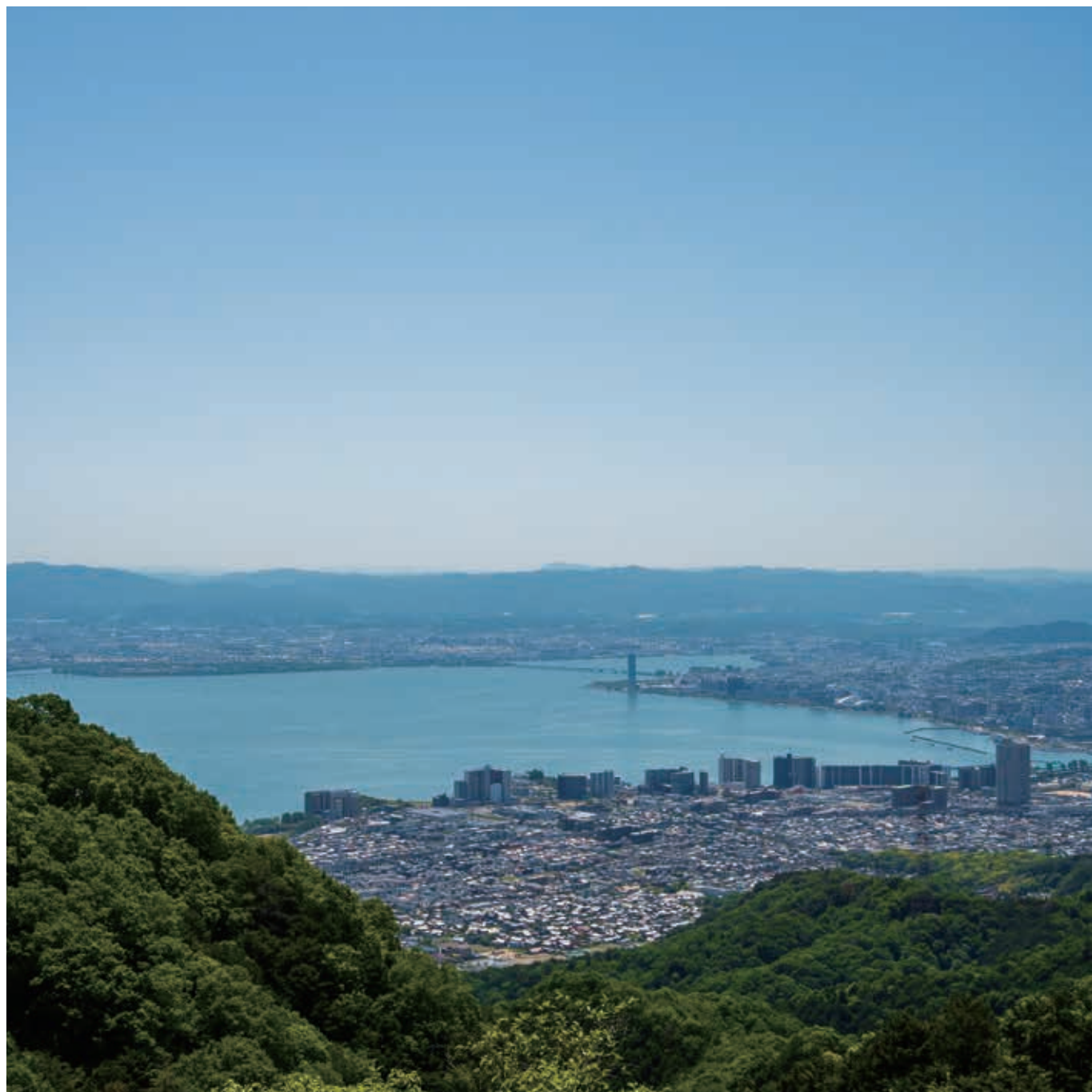




# REPORT 2026



## 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| ごあいさつ .....                 | 1  |
| 1. JAグループ・JAバンクの概要 .....    | 2  |
| 2. 経営理念・経営方針・SDGsへの対応 ..... | 3  |
| 3. リスク管理の状況 .....           | 14 |
| 4. 安心便利な理由 .....            | 27 |
| 5. 事業の概況（令和7年度） .....       | 29 |
| 6. 農業振興と地域貢献活動 .....        | 32 |
| 7. 主な事業の内容 .....            | 41 |

---

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 【経営資料】 .....           | 47  |
| I 決算の状況 .....          | 48  |
| II 損益の状況 .....         | 73  |
| III 事業の概況 .....        | 75  |
| IV 経営諸指標 .....         | 83  |
| V 自己資本の充実の状況（単体） ..... | 84  |
| VI 役員等の報酬体系 .....      | 108 |

---

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 【信連の概要】 .....          | 110 |
| I 機構図 .....            | 111 |
| II 役員構成（役員一覧） .....    | 111 |
| III 会計監査人の名称 .....     | 112 |
| IV 特定信用事業代理業者の状況 ..... | 112 |
| V 沿革・あゆみ .....         | 112 |
| VI 店舗等のご案内 .....       | 113 |

|            |     |
|------------|-----|
| 【索引】 ..... | 114 |
|------------|-----|

本誌は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。  
金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



# ごあいさつ



経営管理委員会会長  
福島 孝夫



代表理事理事長  
川崎 宏

平素は、私ども滋賀県信用農業協同組合連合会（愛称、「JAバンク滋賀信連」）に対し、格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

このたび、当会への理解をより深めていただくために、令和7年度の業務実績、活動内容などをまとめた「JAバンク滋賀信連 ディスクロージャー誌 R E P O R T 2026」を作成いたしました。ご一読いただければ、幸いに存じます。

我が国の景気については、為替相場の動向や世界的な供給制約等を背景に物価の高騰が続いているものの、企業の賃上げ・価格設定の積極化により、賃金と物価の好循環が維持され、緩やかな回復基調にあります。一方、足もとでは中東情勢の緊迫化によりエネルギー・原材料価格が上昇しており、先行きの経済・物価見通しは不透明な状況が続いています。

農業情勢においては、四半世紀ぶりに改正された「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展等に向けた新たな取組みが求められています。世界情勢に端を発した生産資材の価格高騰が続くなか、農業の持続可能性を高めるため、政府は「食料システム法」の施行により、コスト上昇を適切に反映した農畜産物の価格形成を促しています。

また、金融情勢については、欧米各国では、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー・原材料価格の上昇を通じたコスト上昇の2次的波及により、先行きの財・サービス価格への悪影響が懸念されることから、政策金利を引き上げる方向で検討が進められています。一方、我が国では、基調的な物価上昇率が2%に近づきつつあるなか、依然として実質金利が低い水準にあることから、日本銀行は6月の金融政策決定会合において政策金利を引き上げており、経済・物価・金融情勢に応じて、今後も金融緩和の度合いを調整していく見通しとなっています。そのような中、金融機関においては資産・負債の総合管理とリスク管理の高度化を通じた財務運営の重要性が一層高まっています。

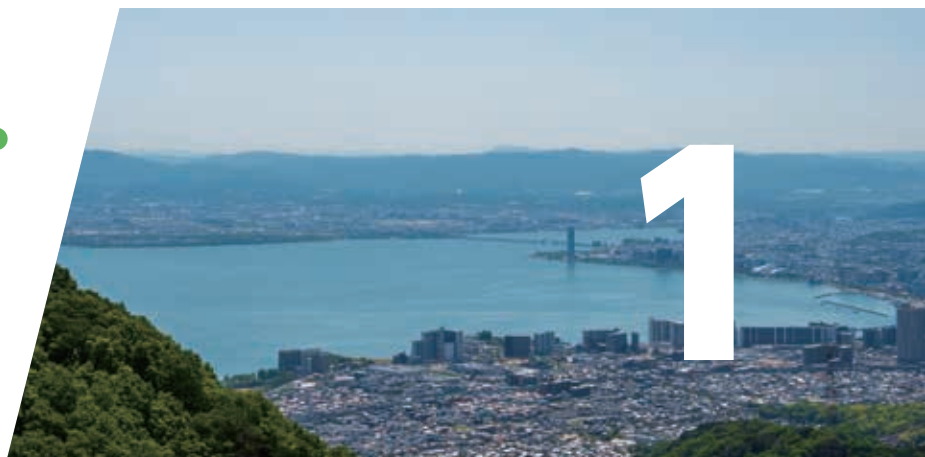
こうした状況のもと、令和7年度の取組みを検証しつつ、JAの総合事業を活かした金融仲介機能の発揮と持続可能な経営基盤の確保に向けた支援、ならびに当会の持続可能な収益性の確保に向けた取組みを着実に前進させているところです。

さて、令和7年度は、当会におきましては所期の目標を上回る成果をあげさせていただくことができました。このことは、ひとえに会員ならびに利用者の皆さま方の絶大なるご理解とご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

引き続き、目標必達に向け、役職員が一丸となり取組んでまいりますので、皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

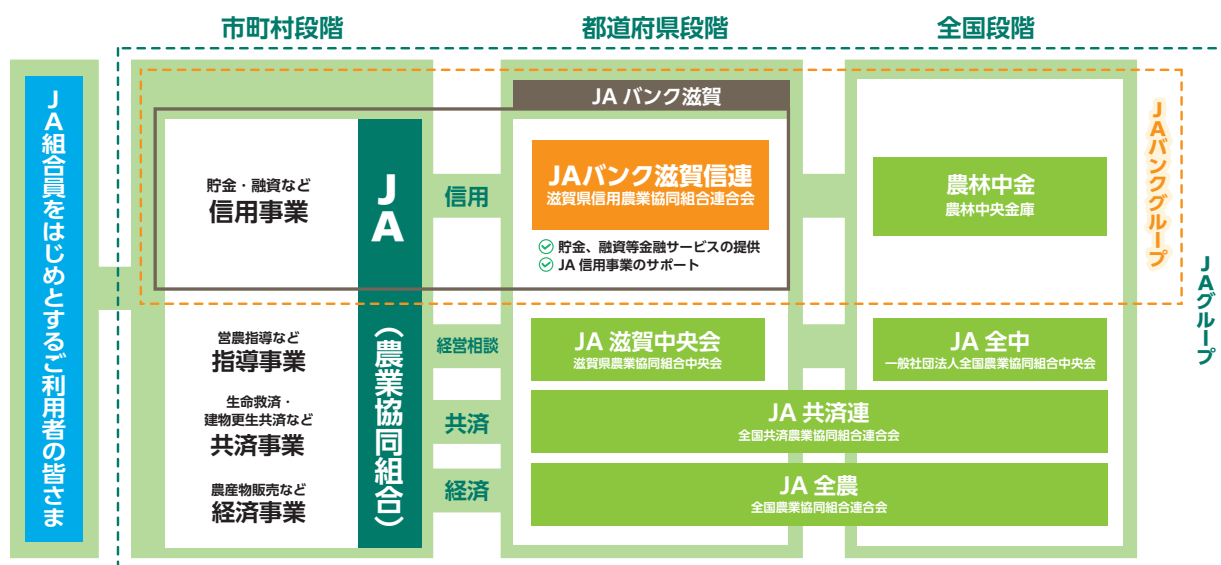
# JAグループ・ JAバンクの 概要



## (1) JAグループの事業および組織構成

JAグループは、市町村をエリアとして信用事業、共済事業、経済事業など様々な事業を行うJA（農業協同組合）と、各事業別の都道府県段階組織と全国段階組織により構成しています。

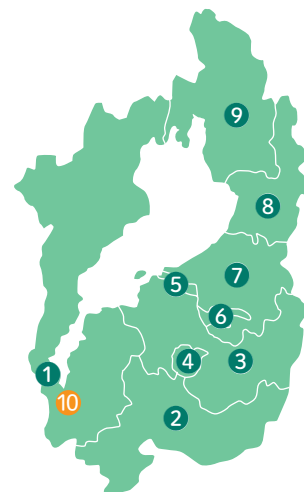
このうち、JAの信用事業部門と都道府県段階の「信用農業協同組合連合会（＝信連）」および全国段階の「農林中央金庫」とで構成するグループの総称を「JAバンク」といいます。



## (2) JAバンク滋賀のネットワーク

| JA名        |           |             |
|------------|-----------|-------------|
| ① JAレーク滋賀  | ⑤ JA東能登川  | ⑨ JA北びわこ    |
| ② JAこうか    | ⑥ JA湖東    |             |
| ③ JAグリーン近江 | ⑦ JA東びわこ  | 県全域         |
| ④ JA滋賀蒲生町  | ⑧ JAレーク伊吹 | ⑩ JAバンク滋賀信連 |

令和8年7月現在



# 経営理念・経営方針・SDGsへの対応



## (1) 経営理念

当会は、滋賀県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のＪＡにお預けいただいた農家組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。当会では資金を必要とする農家組合員の皆さま方や、ＪＡ・農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいています。

当会は、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することによりＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に貢献できるよう努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった分野も含めて、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

### (当会の経営理念)

- ▶ 会員ＪＡの負託と信頼に応えて、安定的な収益還元をはかるとともに、県内ＪＡ信用事業の中核的機関としての機能を発揮する。
- ▶ 組合員及び地域の人々に対する快適な生活の実現と、農業の発展に貢献する事業を展開する。
- ▶ 役職員の相互信頼を基礎として、能力開発を進めるとともに、社会的及び経済的地位の向上をはかる。

これからも、当会は、この経営理念に基づき、県内ＪＡ信用事業の中核的機関として、経営の健全性を確保しながら、農家組合員等利用者・地域に貢献するという使命に邁進してまいります。

## (2) 経営方針

第17次中期経営計画  
(令和7年度～令和9年度)

## 《基本方針》

1. 農業・暮らし・地域領域の多様なニーズに対して、総合事業を活かした金融仲介機能を発揮し、支持・期待され続けている姿の実現
2. 持続可能な経営基盤の確立

## 重点施策

## 農業金融業務・JA推進支援業務

- ・つながり強化戦略～顧客基盤の拡充に向けて～
- ・総合事業全体での経営戦略高度化
- ・不断の取組みとしての不祥事未然・再発防止と内部管理態勢の構築・強化

## 資金運用業務

- ・持続的・安定的収益の確保

## 経営管理業務

- ・持続可能な財務基盤の確立と内部管理態勢の実効性向上
- ・デジタル化による労働生産性の向上と「人的資本経営」の考え方に基づく人材育成
- ・コンプライアンス・農業振興と地域貢献活動の継続的取組み

## ～JAグループ滋賀の目指す姿～

持続可能な  
農業の実現

豊かで暮らしやすい  
地域共生社会の実現

協同組合としての  
役割発揮

### (3) 自己改革の実践等について

「JAグループ滋賀のめざす姿」の実現に向け、組合員・利用者目線にたったサービスの提供や、リアル（店舗・ATMや直売所等）とデジタル（スマホ）が融合した新たな接点構築に取り組めます。あわせて、JA経営の持続性を確保していくために、総合事業全体での経営戦略の高度化支援にも取り組めます。

### (4) SDGsへの対応について

#### ①「SDGs宣言」及び「SDGs取組方針」について

当会は、持続可能な地域農業・地域社会の実現のため、国連で提唱された「持続可能な開発目標（SDGs）※」の達成に向けて、以下の通り、「SDGs宣言」及び「SDGs取組方針」を制定し、事業活動に取り組んでいます。

※「SDGs（持続可能な開発目標）」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ 2030」で掲げられた17の目標（ゴール）。SDGsは、Sustainable Development Goalsの略。SDGsでは、2030年までに貧困や飢餓撲滅、ジェンダー平等などの社会的課題や環境問題を解決し、持続可能な社会を実現していくことを目指しています。17の目標の下には、各目標を達成するための169の具体的ターゲットが設定されています。



## JAバンク滋賀信連SDGs宣言

JAバンク滋賀信連は「組合員及び地域の人々に対する快適な生活の実現と、農業の発展に貢献する事業を展開する」という経営理念のもと、国際連合が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、JAとともに、持続可能な地域農業・地域社会づくり、自然環境の保全等に取り組んでまいります。



## SDGs取組方針

JAバンク滋賀信連は、農業者の協同組織金融機関として次の2つの取組みを通じて、SDGsで目指す目標を達成していくこととします。

### I 持続可能な農業・地域社会づくりに向けた取組み

農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を当会の最も重要な役割のひとつとして位置づけ、JA等と連携し、持続可能な農業の実現と地域社会の発展に向けた取組みを進めます。

### II 自然環境の保全、社会課題解決に向けた取組み

JAや地域行政等と連携し、地域の人々が快適な生活を実現できるよう社会課題解決に向けた取組みを進めるとともに、気候変動をはじめとする自然環境の保全にも取組み、協同組織金融機関としての役割を発揮します。

## ②TCFD提言に基づく情報開示について

当会では、気候変動が農業や地域社会に与える影響は極めて大きいものと認識しており、協同組織の地域金融機関として気候変動をはじめとする自然環境保全に対する取組みを広く実践しています。

また、当会の取組みについては、TCFD※提言が求める4つの開示項目「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標・目標」に沿って、定期的に開示を行い、内容についても段階的に充実していきます。

※TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）は金融安定理事会により2015年に設置された諮問機関で、TCFD提言とは、気候変動に起因する財務的なリスク（と機会）にかかる開示を通じて、パリ協定合意を受けて世の中が低炭素社会に移行する中でも、自社の事業が持続可能であることをステークホルダーに示すための枠組みのことです。

ガバナンス

戦 略

リスク管理

指標・目標

## ガバナンス

- 気候変動を含む社会課題は経営上の重要事項として捉え、理事会・経営管理委員会で議論し、「SDGs宣言」「SDGs取組方針」に基づいたサステナブル経営に反映しています。
- 具体的な対応方針や取組状況は、理事会傘下のコンプライアンス委員会において「サステナブル経営に関する事項」として協議し、委員会での議論は少なくとも年に1回以上の頻度で理事会および経営管理委員会に報告されます。
- 理事会および経営管理委員会は、報告された「サステナブル経営に関する事項」に対して適切に監督する態勢を構築しています。
- コンプライアンス委員会は、委員長を理事長、委員を全理事と各部署の代表者（部長）で構成しており、年4回以上開催しています。

※コンプライアンス委員会では、気候変動に伴う機会とリスクの識別・評価や対応方針・目標等について議論し、経営戦略・リスク管理に反映していきます。

経営管理委員会

理 事 会

報告

監督

コンプライアンス委員会

委員長 | 理事長  
委 員 | 全理事・各部長  
常勤監事  
事務局 | リスク統括部

## 戦略

- ・当会では、短期（5年）・中期（10年）・長期（30年）の時間軸で気候変動に伴うリスク（移行リスク・物理的リスク）と機会を2℃（政策・規制が導入され気候変動が抑制される場合）・4℃（政策・規制が導入されず気候変動が抑制されない場合）シナリオを前提に評価しています。
- ・気候変動による当会の財務への影響は、取引先のリスクと機会が、貸出を通じて当会のリスクと機会にかかわるものと認識しています。取引先自身に気候変動によるリスクと機会を理解いただき、取引先に機会を拡大し、リスクを縮小いただけるよう対応することが、地域経済の持続可能性を確保するためには重要と考えています。

| 種類     |          | 主なリスク                                   | 時間軸    |
|--------|----------|-----------------------------------------|--------|
| 移行リスク  | 政策・法規制   | 気候変動抑制に関する法規制強化による当会および取引先企業の規制対応コストの増加 | 短・中・長期 |
|        | 市場       | 消費者の嗜好の変化により、商品・サービス需要変化に伴う取引先企業の業績悪化   | 中・長期   |
|        | 評判       | 低炭素社会への移行に関する当会の取組みに対する顧客や地域社会からの評価悪化   | 短期     |
| 物理的リスク | 急性<br>慢性 | 当会の保有資産への被害や操業停止等による業績の悪化               | 短・中・長期 |
|        |          | 取引先企業の保有資産への被害や操業停止による業績悪化、当会の担保資産の価値減少 |        |
|        |          | 農業生産への影響等によるJA経営基盤等の悪化                  |        |

※移行リスクとは、低炭素社会へ移行するための政策、制度、規制等の変化、関連する市場動向等に起因するリスクのことです。  
 ※物理的リスクとは、突発的災害の増加に起因する急性リスクと、気象パターンの長期的変化により顕在化する慢性的リスクのことです。

| 種類 |        | 主な機会                                  | 時間軸    |
|----|--------|---------------------------------------|--------|
| 機会 | 政策・法規制 | エネルギーの省力化技術や再生可能エネルギー普及による事業コストの抑制    | 中・長期   |
|    | 市場     | 気候変動抑制に資する金融商品・サービスへの顧客の需要増加          | 短・中・長期 |
|    | 評判     | 低炭素社会への移行に関する当会の取組みに対する顧客や地域社会からの評価向上 | 短期     |

※機会とは、移行リスクの反対の側面を想定し、気候変動の影響により市場規模が拡大している又は今後拡大することが見込まれる産業に対する投融資機会が増加することです。

## 炭素関連資産の状況

- ・2021年TCFD改訂に伴い再定義された炭素関連資産※向け貸出金がポートフォリオ全体に占める割合は7.7%です。（2026年3月末時点の貸出金合計1,448億円のうち112億円）

※炭素関連資産は、「エネルギー」、「運輸」、「素材・建物」、「農業・食料・林産物」の4セクターに該当する業種について、当会で日銀業種分類をベースに取引先の主たる事業に該当する業種を対象とみなし集計したものです。

## リスク管理

- ・当会では、気候変動に関連する移行リスクや物理的リスクの影響を鑑み、当会取引先の事業活動に及ぼす信用リスク等を中心にリスク管理を実施しています。
- ・また、「SDGs取組方針」に基づき、環境・社会等に影響を与える可能性のある特定の事業及びセクターへの投融資に関する「サステナブル・ファイナンス方針」を制定しています。

## 指標・目標

## 【GHG 排出量削減】

- ・当会は、「JAバンク滋賀事務センタービル(2014年竣工)」および「JAビル滋賀(2015年竣工)」の両ビルが稼働した2015年度を基準年度としており、総CO<sub>2</sub>排出量(Scope1およびScope2)をGHG排出量の指標として設定し、2030年度に2015年度比△50%の排出量削減を目指します。
- ・2025年度のScope1およびScope2のCO<sub>2</sub>排出量は249tであり、2015年度比△12.6%の削減となりました。

| 年度                    | 2015 年度 (実績) | 2025 年度 (実績) | 2030 年度 (目標) |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|
| 総 CO <sub>2</sub> 排出量 | 285 t        | 249 t        | 142 t        |

※ GHG 排出量とは、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量のことです。GHG は Green House Gas の略。

※ Scope1 とは、ガソリン・ガス・灯油等の使用による直接排出量のことです。(使用燃料に所定の排出計数を乗じて算出)

※ Scope2 とは、電力使用による間接排出量のことです。(使用電力量に所定の排出計数を乗じて算出)

## 【サステナブル・ファイナンス方針に基づく取組み】

- ・ **目標額** サステナブル・ファイナンス新規実行額 (累計) : 300 億円 (2030 年度末まで)
- ・ **実績額** サステナブル・ファイナンス新規実行額 (累計) : 149.5 億円 (2025 年度末時点)  
うち気候変動対応に資する投融資実行額 (累計) : 102.7 億円 (2025 年度末時点)

## (5) 業務の適正を確保するための体制について

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を次のとおり制定しています。

## 1. 内部統制基本方針

## (1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務の運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- ② 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議又は評価を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。
- ③ 職員がコンプライアンスに関して、相談もしくは通報することが可能な「内部通報システム」制度を設置する。
- ④ 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- ⑤ マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策について、「マネー・ロンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。また、

マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止および排除に向けた管理体制を整備・確立する。

- ⑥財務報告に係る規程等を定め、財務報告の信頼性・適切性を確保するための態勢を整備する。
- ⑦当会および関連団体の業務を通じて知り得た取引先等に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
- ⑧お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。

## (2) 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ①理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
- ②サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
- ③業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
- ②管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらをグループ会社も含め統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- ③種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別に必要資本を配賦し、これを上限とした運用を行う経済資本管理の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- ④農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められている要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- ⑤大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

## (4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- ②理事会の意思決定を効率的に行うため、理事により構成される経営課題等を協議する会を常例または随時に設け、理事会の決議事項にかかる原案の検討等を付託する。
- ③役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

(5) 当会およびその子法人等からなる集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当会グループにおける業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
- ②円滑なグループ運営を図るため、当会と各グループ会社の間において協議または報告すべき事項を定め、各グループ会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

(6) 内部監査体制

- ①当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- ②内部監査は、当会の全業務およびグループ会社を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- ③監査部長は、内部監査終了後、内部監査結果を理事会に報告するとともに、担当理事は年度内部監査実施状況を取りまとめ経営管理委員会へ報告する。
- ④監査部長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

(7) 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事から独立性に関する事項

- ①監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置する。
- ②監事室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、監事監査規程に基づく職員を配置する。
- ③監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い監事室に係る業務を遂行する。

(8) 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- ①理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事に報告する。
- ②コンプライアンス所管部は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- ③監査部は、業務監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- ④主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- ⑤前記(1)③の「内部通報システム」制度の運用状況およびコンプライアンス所管部がグループ会社の内部通報制度担当部門からグループ会社における内部通報の状況について報告を受けた内容を、監事に報告を行う。

(9) 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員およびグループ会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を

周知徹底する。

(10) 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事はその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

(11) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- ①監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
- ②代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- ③理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- ④その他、理事および職員は、JA監事監査基準及び監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、グループ会社管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、理事会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和7年度の運用状況は以下のとおりです。

(1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守体制については、役職員の行動規範、倫理憲章を定めるとともに、コンプライアンスプログラムの策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応については、基本方針を定め体制を整備するほか、県内JAに向けた研修会等対応支援等の取組みを実施しています。

財務報告の信頼性・適正性を確保については、財務報告にかかる基本的な考え方を定めるとともに、その態勢について理事会で確認・協議を行っています。

また、お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を明確に示し、役職員に周知を行っています。

(2) 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書管理規程をはじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確実なものとしています。

また、「JAバンクの内部管理態勢構築にかかる指針」（サイバー攻撃への備え）を踏まえたサイバーセキュリティ対策にかかる体制の整備を行っています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会は、リスク管理方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようJ Aバンク業務継続要領を定めています。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画及び事業計画の進捗管理を理事会において定期的に検討・協議し実効性を図っています。また、役員・部長をもって構成する「経営企画会議」を原則として月1回以上開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。

(5) 当会およびその子法人等からなる集団における業務の適正を確保するための体制

各業務に係る諸規定を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めています。また、子会社管理規程を策定し、子会社における業務管理体制やリスクの把握に努めています。

(6) 内部監査体制

内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度及び業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長及び監事に報告しています。

(7) 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事から独立性に関する事項

監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監事室を設置し、補助する複数の職員を配置しています。

(8) 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体に監事が出席し、重要案件について報告を受ける体制を整えています。

(9) 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監事監査規程に、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知しています。

(10) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

# リスク管理の 状況

# 3

## (1) リスク管理体制

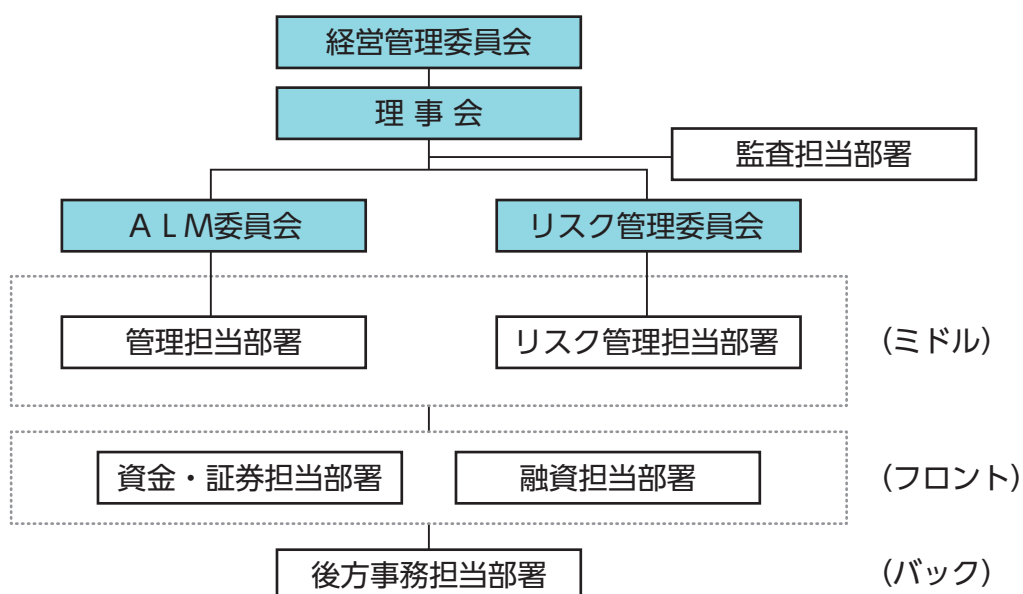
### ① リスク管理基本方針等

金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化するなか、会員等利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当会では金融機関としての信頼性を確保するため、そして、利用者の皆さまの大切な財産を金融犯罪からお守りするため、マネロン等対策の取組みを重要な経営課題と位置づけ、経営陣が主導的に関与しつつ、リスクに応じた対策を適切に講じています。

リスクマネジメント体制図



## ② 信用リスク管理と審査体制

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

当会では、融資担当部門より独立したリスク管理担当部門が第2次審査を行う体制をとるとともに、クレジットポリシーに基づく厳正な審査を行うことにより貸出金の健全性の維持・向上を図っています。

さらに、「信用リスクマネジメント要領」を定め、適正なポートフォリオ構築のため、内部格付制度を活用した与信限度額の設定や信用リスクの計量を行うなど、信用リスク管理の強化に努めています。

## ③ 市場リスク管理とALM管理体制

市場リスクとは、金利、株式、為替相場の変動によって当会が保有する資産の価値が変動するリスクです。

当会では、経済・金利動向を踏まえた収支予測分析を行うことにより、市場リスクに対して柔軟に対応できるようALM管理（資産負債総合管理）を行っています。

さらに、「市場リスクマネジメント要領」を定め、市場リスクの計量やポートフォリオのモニタリングを行うなど、市場リスク管理の強化に努めています。

## ④ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、あるいは、市場の混乱等により市場において取引ができない場合や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

当会では、「流動性リスクマネジメント要領」を定め、適切な調達資金動向の把握と満期管理を実施し、運用・調達資金のギャップを管理しつつ資金の効率運用と安定的な流動性の確保に努めています。

## ⑤ 事務リスク管理と内部監査体制、システムリスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクです。

当会では、事務の厳正化・事務処理水準の向上を図るため、部署内での自主点検や独立した監査部門による徹底した業務監査・指導を定期的を実施するとともに、内部牽制機能の強化による事故・不正等の未然防止に努めています。

また、コンピュータシステムの停止または誤作動、不正使用等に伴い金融機関が損失を被るシステムリスクについては、コンピューターシステムの安定稼動のため、システム委託先等と連携し安全かつ円滑な運営に努めています。

## (2) 法令遵守体制

### ① コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請の高まりや企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、会員等利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、当会では、コンプライアンス（法令等遵守）の徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点から、コンプライアンスを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンス重視の経営に取り組んでいます。

### ② コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部署にコンプライアンス委員を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、各部署で勉強会を実施するなど、全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンスの実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を定め、その取り組み・進捗状況はコンプライアンス委員会において管理し、理事会に定期的に報告しています。

人事管理面においては、適正な人事ローテーションに努めるとともに年1回1週間以上連続して職場離脱する方策を講じるなど、不祥事発生の未然防止に努めています。

## (3) 金融ADR制度への対応

### ① 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の苦情等受付窓口

(電話：077-521-1631（9時～17時 当会の休業日を除く）)

### ② 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

滋賀弁護士会（電話：077-522-3238）

京都弁護士会（電話：075-231-2378）

①の窓口または「JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）」（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、滋賀弁護士会・京都弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。（弁護士を代理人としてお申し立てされる場合は不要です。）

#### (4) 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

- お客さまの投資目的、知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

#### (5) 個人情報の取扱いについて

##### ① 個人情報保護方針

当会は、利用者等の皆さまの個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

##### 1 関係法令等の遵守

当会は、利用者等の個人情報等を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

##### 2 利用目的

当会は、利用者等の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ウェブサイト等に掲載しております。

### 3 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

### 4 安全管理措置

当会は、取扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

### 5 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

### 6 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

### 7 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

### 8 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

### 9 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

## 10 継続的な改善

当会は、取扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

## 11 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3番38号

滋賀県信用農業協同組合連合会 総務部

TEL 077-521-1631

## ②情報セキュリティ基本方針

当会は、利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

## (6)利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていきます。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。

2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

### (7)お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

また、当会は、組合員及び地域の人々に対する快適な生活の実現と、農業の発展に貢献する事業展開を経営理念の一つとして掲げ、地域社会の一員としてお客さまのお役に立ち、地域経済の持続的発展に貢献できるよう努めています。

当会では、これらの理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、お客さまの長期的・安定的な資産形成の実現に貢献するため、以下のとおりお客さま本位の業務運営に関する取組方針（以下「本方針」といいます。）を制定しております。

また、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまにふさわしい金融商品・サービスの提供【原則6本文および（注1～7）、補充原則1、補充原則2本文および（注1、2）、補充原則3本文および（注1、2、3）、補充原則4本文および（注1、2、3）、補充原則5本文および（注1、2）】
  - （1）お客さまとの対話を通じて、金融商品・サービスにかかるお客さまの投資経験、知識、資産状況、リスク許容度等を十分把握できるよう努めます。
  - （2）販売手数料等の多寡を重視することなく、お客さま一人ひとりのライフプラン等を理解し、お客さまに合った金融商品・サービスの提案に取組み、投資運用会社が販売対象として想定するお客さまの属性を踏まえつつ、適合性を判断したうえで販売いたします。
  - （3）金融知識や投資経験が少ないお客さまや、ご高齢のお客さまへ金融商品・サービスを提案する場合は、重要情報シートや目論見書、販売用資料等を活用してより丁寧な説明を行うなど、お客さまに十分ご理解いただけるよう特に慎重にご対応いたします。
  - （4）お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、投資運用会社のプロダクトガバナンスに関する取組状況を把握し、多様化するお客さまのニーズに応じ

た商品を選定するよう努め、良質な商品ラインナップの充実を図ります。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。

- (5) 投資運用会社と販売会社である当会が一体となり、お客さまの属性やニーズに応じた、より良い金融商品・サービスを提供し続けるために、JAバンク全体として、金融商品を購入したお客さまの属性や販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど、投資運用会社と相互に情報連携を行います。

## 2. お客さまの最善の利益の追求【原則2本文および（注）】

- (1) 当会では、多様化するお客さまの資産形成のご意向やニーズにお応えし、お客さまのライフプランの実現をサポートしていくため、「金融商品の勧誘方針」に基づき、お客さまの立場に立った金融商品・サービスの提供に取組みます。
- (2) お客さまの最善の利益の実現が当会の安定した顧客基盤と収益確保につながるということを役職員一人ひとりが認識し、誠実・公正に業務運営を行います。また、お客さま本位の業務運営が当会の企業文化として定着するよう取組みます。

## 3. 重要な情報の分かりやすい提供【原則5本文および（注1～5）】

- (1) お客さまに金融商品・サービスを提案するにあたり、お客さまの投資判断に影響を及ぼす商品の特性、リスク、リターン、取引条件、ご負担いただく手数料等の重要な情報については、誤解を招かないよう平易な用語や表現を用い、お客さまにより分かりやすく丁寧にご説明いたします。
- (2) お客さまが金融商品を選定される際には、商品の比較が容易にできる資料等を活用して、情報提供を行います。

## 4. 手数料等の明確化【原則4本文】

- (1) お客さまに金融商品・サービスを提案するにあたり、お客さまにご負担いただく手数料やその他の費用等については、お客さまの投資判断に資するよう、透明性の向上を図り、重要情報シートや目論見書、販売用資料等を活用して誤解を招かないよう、お客さまに分かりやすく丁寧にご説明いたします。

## 5. 利益相反の適切な管理【原則3本文および（注）】

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき、お客さまとの取引に伴う利益相反の管理を徹底します。

## 6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等【原則7本文および（注）】

- (1) 職員の研修機会の充実や、ファイナンシャルプランナー等の資産運用に関する外部専門資格の取得推奨や支援を通じて、金融知識の水準およびコンサルティング能力の向上を継続的に図っていくことにより、誠実・公正な業務を行うことができる人材の育成に努め、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。
- (※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月改訂）との対応を示しています。

## (8) 利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための態勢を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

### 1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、農業協同組合法その他関連法令等により営む当会の事業のお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

### 2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

#### （1）お客さまと当会の間の利益が相反する類型

- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

#### （2）当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

### 3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- （1）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- （2）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- （3）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- （4）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- （5）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

### 4. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- （1）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- （2）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

(3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

(4) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

#### 6. 利益相反管理態勢

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理態勢を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### 7. 利益相反管理態勢の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

### (9) マネー・ロンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつくまして、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ロンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

#### (管理態勢等)

当会は、マネー・ロンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ロンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

**(マネー・ローンダリング等の防止)**

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等を防止するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

**(反社会的勢力との決別)**

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

**(職員の安全確保)**

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

**(外部専門機関との連携)**

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

**(10) 貸出運営についての考え方**

当会では、JA組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした大切な資金を、地域社会の発展や皆さまの暮らしの充実に役立てたいと考えています。

そのため、地域金融機関としての公共性を十分に認識し、農業者・農業法人及びJA組合員に対する貸出はもとより、地元企業の皆さまからの信頼にお応えするよう、幅広い資金ニーズにあわせて事業資金や各種ローンなど様々な用途の資金をご用意しています。

また、取引における重要な事項の取引先への説明対応及び相談苦情処理対応の基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

**(11) 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しております。

当会は、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

## (12) 金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 理事長以下、全役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 総務・企画担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - (3) 融資担当部署に「金融円滑化管理担当者」を設置し、融資担当部署における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

### (13) 内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、当会の全部署を対象として内部監査計画に基づき実施し、監査結果は理事長及び監事に報告したうえで定期的に理事会、経営管理委員会に報告を行っています。併せて、被監査部署にも監査結果を通知し、定期的に被監査部署の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、内部監査部門は監事と綿密に連携を行い、会計監査人とは定期的に連絡・調整を図り監査の効率的な実施に努めています。

# 安心便利な理由 (2重のセーフティ ネット)



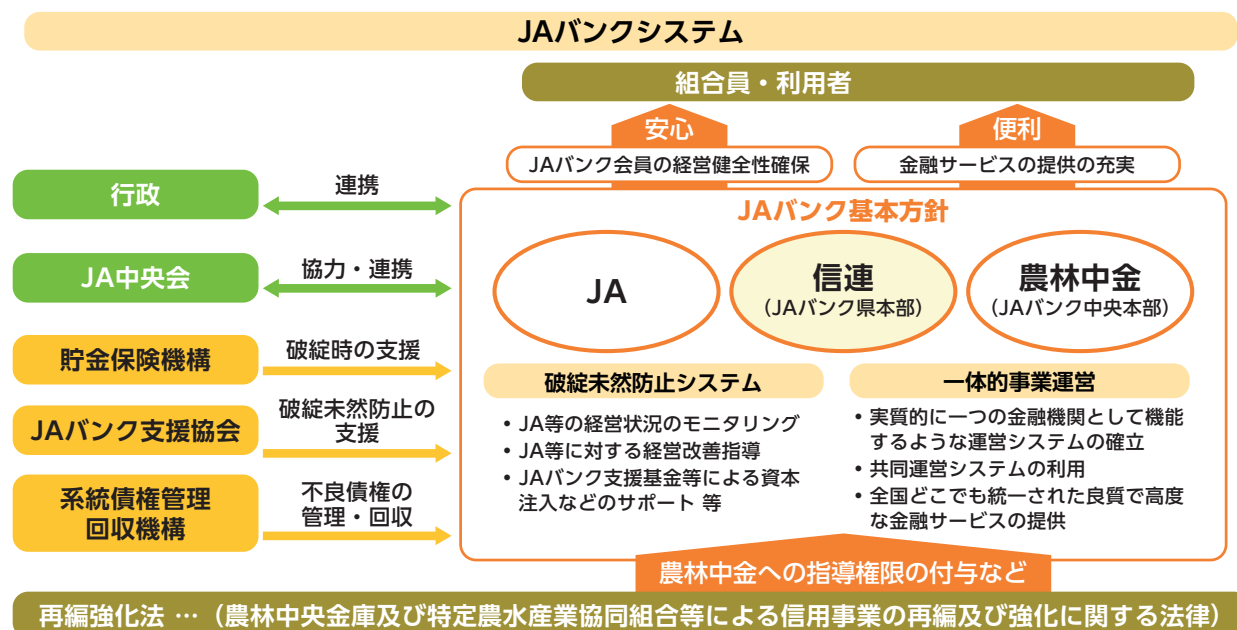
当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

## (1) JAバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと、「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

これらにより、万全の体制で組合員・利用者の皆さまに、より一層の「安心」と「便利」をお届けします。



## ◇破綻未然防止システム

信用事業をはじめとしてＪＡを取り巻く環境が厳しさを増す中、ＪＡが総合事業体として機能を発揮し続けられるようにするため、早期の経営改善を促すモニタリング制度として監督当局による「早期警戒制度」があります。

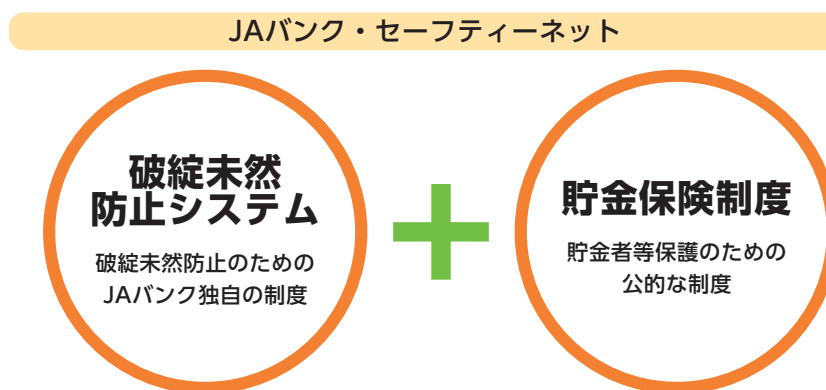
ＪＡバンクでは、ＪＡの健全性を確保し、経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度として、「破綻未然防止システム」を構築しております。具体的には、(1) 個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

## ◇一体的事業運営

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとしての商品開発力・提案力の強化、共同運営システム〔ＪＡＳＴＥＭシステム〕の利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営に取り組んでおり、組合員はじめ地域・利用者の皆さまから選ばれる金融機関であり続けるよう努めています。

## (2) ＪＡバンク・セーフティネット

ＪＡバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「ＪＡバンク・セーフティネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまへ、より一層の安心を提供します。



## ◇貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

# 事業の概況 (令和7年度)

# 5

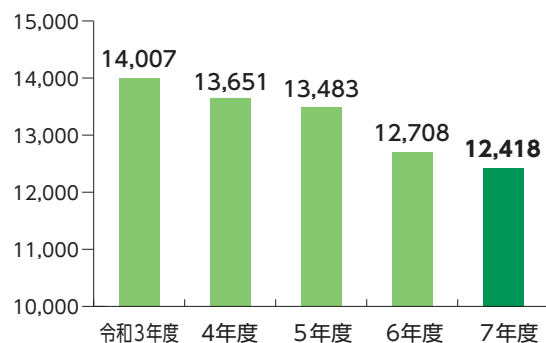
## (1) 事業実績

### ① 貯金業務

会員 J A からの貯金が減少したことで、貯金は期末残高 1 兆 2,418 億円、期中 289 億円の減少で、対前年比マイナス 2.3%となりました。

貯金残高

(単位:億円)

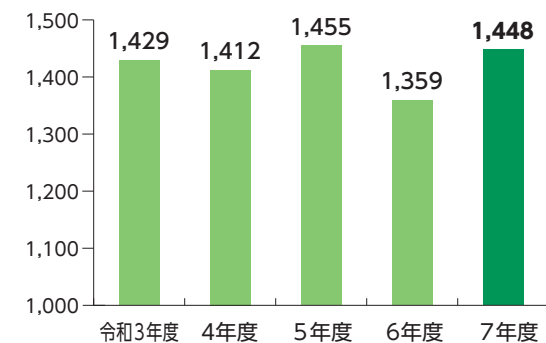


### ② 融資業務

農林系金融機関および地域金融機関として、食農関連企業をはじめとする県内企業に対して提案営業を実施したほか、金融機関向け貸出等に積極的に取組んだことから、貸出金は期末残高 1,448 億円、期中 88 億円の増加で、対前年比プラス 6.5%となりました。

貸出金残高

(単位:億円)

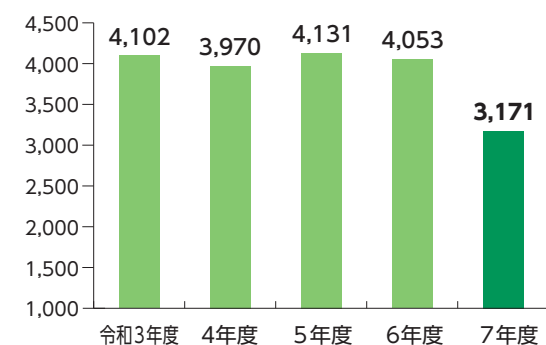


### ③ 余裕金運用業務

金利動向等を踏まえ、国債等の債券を中心に有価証券の売却を実施したことにより、有価証券は期末残高 3,171 億円、期中 882 億円の減少で、対前年比マイナス 21.8%となりました。

有価証券残高

(単位:億円)



## ④ J A推進支援業務

令和7年度は、J Aバンク滋賀中期戦略の初年度として、「つながり強化戦略～顧客基盤の拡充に向けて～」および「総合事業体での経営戦略の高度化」を取組みの骨子と位置づけ、「J A貯金残高（J A個人貯金残高）」をはじめとする重点指標を掲げ取組みました。

個人貯金の増強に向けた定期貯金の懸賞品企画を夏期・冬期に実施したほか、組合員・利用者のライフプランに寄り添った提案力の強化に向けて年金契約口座や投資信託契約口座獲得の実践的なスキルの向上を図りました。

この結果、県内J A個人貯金は、期末残高1兆5,006億円、期中291億円の増加で、対前年比プラス2.0%となり、4期ぶりに1兆5,000億円の大台を回復しました。また、県内J A個人貸出金は、期末残高2,589億円、期中131億円の増加で、対前年比プラス5.3%となりました。

また、農業メインバンクとして、担い手の農業所得向上を図るべく、県内J Aにおいて継続的な訪問活動を通じて農業融資推進に注力し、利子補給等により担い手を支援したことに加え、生産資材価格の高騰等の影響を受けた担い手への対応として、災害緊急資金の金利負担軽減措置（金利0% 期間5年）を実施しました。

さらに、担い手経営体の経営の安定・成長支援のため、J A信用部門ならびに営農経済部門と連携しながら、担い手経営体に対する決算資料等の分析やヒアリングを通じて、経営課題を可視化（課題の見える化）することにより、J Aバンク一体となって、その解決策を提案する「担い手コンサルティング」に取組みました。

以上のことから、令和7年度における新規実行額が対前年比増加したことから、県内J Aの農業融資期末残高は74億円、期中1億円の増加で、対前年比プラス1.9%となりました。

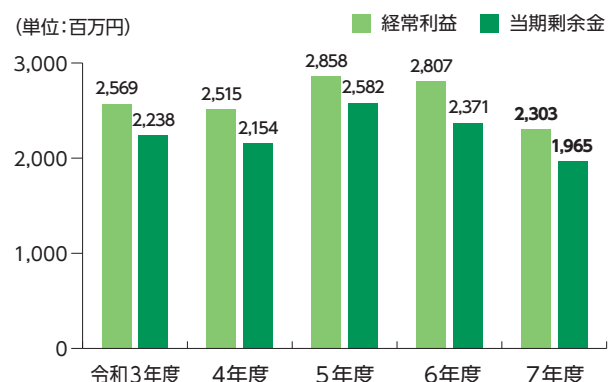
## ⑤ 為替・決済業務

J A組合員等利用者への為替・決済サービスの安全かつ円滑な提供に向けて、日々、決済リスク等を適正に管理しつつ為替・決済システムを円滑に運営するとともに、J Aに対する現金の安定供給に努めました。

この結果、内国為替取扱高は（仕向）248千件の7,577億円、（被仕向）1,863千件の9,134億円、手形交換取扱高は（持出）3百件の8億円、（持帰）10百件の11億円、現金供給高は1,521億円となりました。

## (2) 損益の状況

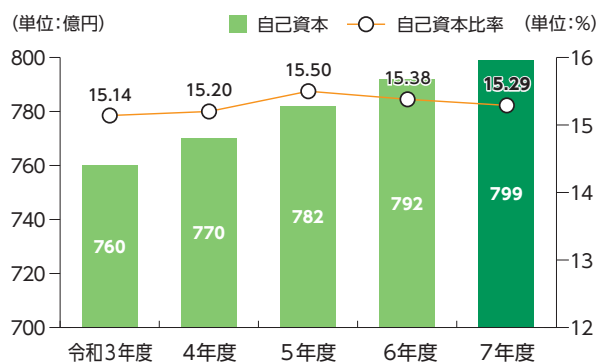
安定した調達と利息収入を中心とした運用に加え、金利動向等を踏まえた有価証券の売却により、経常利益は23億3百万円、当期剰余金は19億65百万円となりました。



### （3）自己資本の状況

内部留保の積み上げによる自己資本の増強に努めた一方、系統預け金の残高が増加したことや、バーゼルⅢ最終化に伴う経過措置の適用等の影響により、バーゼルⅢ国内規制に基づく自己資本比率は対前年比 0.09 ポイント低下し、15.29%となりました。

なお、当会の自己資本比率は、国内基準（4%）、国際基準（8%）を上回り、健全な内容となっています。



# 農業振興と 地域貢献活動

# 6

当会は、持続可能な地域農業・地域社会の実現のため、「SDGs宣言」を策定し、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、事業活動に取り組んでいます。

また、「食」と「農」を通じた農業振興・地域貢献等に向けた取組みを継続するほか、SDGsを組織行動につなげ、持続可能な社会の実現に向けて取組を進めるとともに、気候変動に対する取組を実践していきます。

## 農業振興への取組み

### ◆国消国産の重要性

コロナ禍での食料輸出制限をきっかけに、国内で消費する食料は可能な限り国内で生産する「国消国産」の重要性が再認識されています。

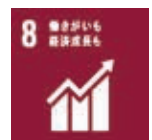
「食」と「農」を基軸とするJAグループでは、「食農バリューチェーン」の構築などを通じ「国消国産」が実現できるよう、一体となって取り組んでいます。



### ◆農業関係団体への参画

農業者に対する各種研修会の開催、技術支援等、地域農業・農村の活性化を図るため、JAや市町行政により構成される7つの「地域農業センター」への事業支援を行っています。

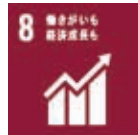
また、「滋賀県農業法人協会」への加盟を通じて、大規模法人における先端ニーズの汲み取りや情報交換を行っています。



## ◆担い手のニーズに応えるための取組み

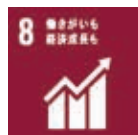
地域の農業者との“つながり”を強化するため、県内ＪＡに設置された「担い手金融リーダー」を中心に“３ステップ運動”を展開し、担い手農業者への訪問活動を行っています。そのなかで、担い手農業者における経営課題の解決ならびに農業所得向上のためのソリューションを提案する「担い手コンサルティング」にも取り組んでいます。（令和７年度 ７先導入）

また、アグリビジネス投資育成株式会社と連携し、資本供与の枠組みを整備しており、「アグリシードファンド」「担い手経営体応援ファンド」等、担い手農業者のニーズに応じたファンドについてもご用意しています。



## ◆新規就農者交流会の開催 ～新たな“つながり”を求めて～

令和７年６月２６日（木）に、営農技術や販路等、様々な悩みを抱えている県内在住の新規就農者を対象に、情報共有や情報交換の場として「新規就農者交流会」をはじめて開催しました。当会のほか参加団体による情報提供や就農者によるパネルディスカッション・意見交換を通して就農者間の親交を深める場となりました。



## 地域に対する資金供給等への取組み

## ◆ 地域からの資金調達の状況

当会の令和７年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む）は１兆２,４１８億円となっており、うち１兆２,２７２億円は県内ＪＡよりお預かりしています。

また、組合員を含めた地域の皆さまの計画的な資産作りをお手伝いさせていただくため、目的に応じた各種貯金、投資信託等の金融商品の取扱いをしています。



## ◆ 地域に対する資金供給の状況

当会の令和７年度末の貸出金残高は１,４４８億円となりました。

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりしている大切な資金は、農家組合員をはじめ農業に関連する企業・団体、及び、県内の地場産業や団体、地方公共団体等にご利用いただいています。



## 地域密着型金融への取組み

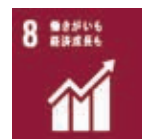
## ◆農業者等の経営支援に関する取組み方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け取組んでまいります。



## ◆豊富な農業資金による農業者応援

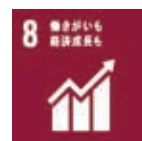
幅広く農業者のニーズに対応できる「アグリマイティー資金」を始めとした農業資金メニューにより、農業者を資金面で応援しています。併せて、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いも行っています。



## ◆JAバンク独自の農業者支援

農業者の借入負担を軽減し、経営をバックアップするために農林中央金庫とともに農業資金の借入れに対し、利子補給を行っています。さらに、農業近代化資金については、保証料に対しても保証料助成を行い、農業者の所得向上につながる取組みを行っています。

また、生産資材価格の高騰等の影響を受けている農業者への貸付として災害緊急資金（アグリマイティー資金）をご用意しております。



## 文化的・社会的貢献に関する取組み

## ◆『滋賀県学童野球選手権大会』および『SFA U-11サッカー選手権大会・J Aバンク滋賀杯 新人戦少年サッカー大会』への協賛



湖国で次世代を担う子どもたちの健全な育成を願い、地域スポーツ振興を推進する目的で学童野球や少年サッカーの大会に対して協賛を行っています。



## ◆小学生向け食農教育教材本の贈呈

J Aバンク食農教育応援事業として、次世代を担う子どもたちに、農業と食の問題や環境問題、農業と経済のかかわりなど、農業への理解を深めてもらうために教材本『農業とわたしたちの暮らし』を作成し、県内の小学校5年生を対象に贈呈しています。



## ◆びわこルールキッズへの協賛

琵琶湖固有の自然を取戻す活動として開催される『びわこルールキッズ』（滋賀県主催の外来魚のノーリリースの普及目的で開催される釣りコンテスト）に対して、参加者へ進呈するオリジナルグッズの提供を通じて協賛しています。



## ◆子どもの虐待防止啓発活動の取組み

子どもの虐待の現状を社会に広く知らせ、虐待から子どもを救うためのオレンジリボンキャンペーンに参画しています。毎年11月～12月にかけてJAグループ滋賀役職員約4,000名がオレンジリボンピンバッジを着用し、子どもの虐待防止啓発活動に取組んでいます。



## ◆「子ども食堂」支援の取組み

平成29年度より、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会を通じて滋賀県内の「子ども食堂」を支援しています。

令和7年11月29日（土）には、『子ども食堂フェスタ2025』のイベント運営に協力し、「国消国産」のPRや来場者に食農に関わるクイズの実施、釜で炊いた近江米の配布など、食育の場を設けました。

また、令和8年3月9日（月）には、県内の子ども食堂に、JA直売所で利用できる商品券を寄贈しました。



## ◆聾話学校への園芸用品の贈呈

学生の門出へのお祝いに、滋賀県立聾話学校の卒業式に園芸用品を贈呈しています。



## ◆日本赤十字社の献血への積極的参加

令和7年8月5日(火)・7日(木)、令和8年2月6日(金)・18日(水)に、JAビル滋賀およびJA滋賀コープサービスビルにおいて、滋賀県赤十字血液センターの移動採血車による献血活動を実施し、多くの職員が献血に協力しました。



## ◆環境への配慮

環境保全およびエネルギーの有効活用を目的として、エコカーの導入など、地球環境に配慮した取組みを実践しています。

また、環境に配慮した住宅・マイカーを購入するJAバンクローン利用者を支援するための助成金交付制度を実施しています。



## ◆事務所周辺の清掃活動

職員がグループを編成し、定期的に事務所周辺の清掃活動を実施しています。



## ◆ペットボトルキャップの回収

JAビル滋賀および事務センタービルに回収箱を設置し、ペットボトルキャップの回収活動に取り組んでいます。

回収したキャップをリサイクル業者へ引渡すことで、業者でリサイクル素材へ加工・売却され、その売却益が「認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会 (JCV)」に寄付され、開発途上国の子どもたちへのワクチン支援へとつながります。



## ◆エコマーク付き事務用品の購入

環境に配慮したエコマーク付き事務用品を購入し、環境保全や持続可能な社会づくりに貢献しています。



## ◆健康しがの国スポ・障スポ応援の取組み

J Aグループ滋賀は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」の開閉会式で提供された式典弁当に、近江米や近江牛の食材および近江の茶の提供を行いました。



## ◆滋賀の子どもたちの健やかな育ちを守る取組み

J Aグループ滋賀は、子どもたちが健やかに育つ暮らしやすい社会の実現を目指して、滋賀県とともに取り組んでいます。



## 地域金融機関としての取組み

## ◆特殊詐欺等未然防止に向けた取組み

特殊詐欺等による組合員等利用者への被害を未然に防止するため、滋賀県警察との連携協定を締結し、不正利用口座に関する情報連携や、テレビCM・ポスター等の共同制作を行っています。加えて、フィッシング詐欺による被害拡大を防止するため、インターネットバンキングの全利用者に対してダイレクトメールを発送するなど、特殊詐欺等への注意喚起を促す啓発活動に取り組んでいます。一定条件のもとでATMやインターネットバンキングの一部機能の利用を制限するとともに、新たに不正利用を検知するシステムを導入するなど、被害の未然防止対策に努めています。



## ◆ATMネットワークの充実

JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、全国のJAバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。

また、JFマリンバンク、三菱UFJ銀行の提携ATMによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会のサービスも無料でご利用が可能です。

## ◆非対面チャネルの強化

PayPay・メルペイ・FamiPay・J-Coin Payのキャッシュレス決済サービスと連携し、JAバンクの口座から即時チャージ（入金）が可能となる「即時口座振替サービス」や、JAバンクと連携した収納機関のホームページから、インターネットを通じて口座振替の手続きが可能となる「Web口座振替受付サービス」をご利用いただけます。その他にも、払込票等に記載のバーコードや地方税統一QRコード（eL-QR）を読み込むことによって、スマートフォンで税金等をお支払いいただける「Pay B機能」をJAバンクアプリを通してご利用いただけます。

また、JAバンクアプリにて口座残高や入出金明細等をご確認いただければ、盗難紛失のリスクがなく、紙資源などを節約でき環境にやさしい「通帳レス口座」もご利用いただけます。

さらに、JAバンクアプリ プラスでは、1つのアプリでJAネットバンク機能や振込・振替、住所・電話番号変更などの手続きがいつでもご利用いただけます。

## 利用者ネットワーク化への取組み

## ◆「滋賀県ＪＡグラウンド・ゴルフ大会」の開催

県内ＪＡでは、高齢者の健康づくりや交流のお手伝いをするため、ＪＡで年金を受取指定されている方々を対象に「年金友の会」等を組織し、様々なイベントを実施しています。

ＪＡバンク滋賀では、その「年金友の会」活動支援の一環として、組合員・利用者の健康増進と元気で活力のある地域社会の実現に寄与することを目的に令和７年１２月１０日（水）県民共済ドーム長浜において、「滋賀県ＪＡグラウンド・ゴルフ大会」を開催しました。



## ◆各種無料相談会の実施

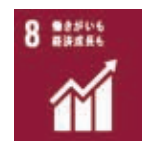
県内ＪＡをご利用の方を中心に、相続や年金に関する無料相談会を実施しています。相続・年金相談のいずれも、専門知識を有した顧問税理士や社会保険労務士等を派遣し、令和７年度は、県内合計１９６回開催しました。



## 健康経営の取組み

## ◆健康経営優良法人２０２６に認定

従業員の健康は企業の重要な資産であるとの認識のもと、ワークライフバランスやメンタルヘルスケアの推進など当会全体で健康づくりに取り組んでいます。



# 主な事業の 内容



当会は、貯金、貸出、為替などいわゆる金融業務を行っています。ＪＡ系統組織における金融業務は、ＪＡ・信連・農林中央金庫という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。



## (1) 貯金業務

県内ＪＡや農業団体・地方公共団体等によるご利用はもとより、一般の方々や企業等の法人からも当座貯金・普通貯金・定期貯金等をお預かりしています。

| 種 類           | 内 容                                                                                          | 預入金額       | 期 間             |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------|
| 総合口座          | 普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットでき、必要時に定期貯金を担保に自動借入もできるたいへん便利な口座です。受取る（給与など）・支払う（公共料金など）・貯める・借りるが一冊でできます。 | 1 円以上      | 制限なし            |
| 普通貯金          | 自由に出し入れができます。公共料金等の自動支払いや、給与・年金等の自動受取りが可能です。                                                 | 1 円以上      | 制限なし            |
| 普通貯金無利息型（決済用） | 無利息の決済用貯金であり、貯金保険により全額保護されます。                                                                | 1 円以上      | 制限なし            |
| 当座貯金          | 小切手、手形または当会所定の払戻請求書によりお支払いができます。<br>令和 7 年 4 月 1 日より新規口座開設の取扱いを停止しています。                      | 1 円以上      | 制限なし            |
| 通知貯金          | 短期間の運用に便利です。                                                                                 | 5 万円以上     | 7 日以上           |
| スーパー定期貯金      | お預け入れ期間は短期から長期まで、目的に合わせてお選びいただけます。証書・定期貯金通帳・総合口座でのお取扱いが可能です。                                 | 1,000 円以上  | 1 か月以上<br>5 年以内 |
| 大口定期貯金        | 1,000 万円以上のまとまった資金の運用にご利用いただけます。                                                             | 1,000 万円以上 | 1 か月以上<br>5 年以内 |
| 定期積金          | ご計画に合わせて、一定金額を積み立てていく商品です。                                                                   | 1,000 円以上  | 6 か月以上<br>5 年以内 |
| 譲渡性貯金（NCD）    | 大口資金の運用にご利用いただけ、満期前に第三者に譲渡することができます。貯金保険による全額保護の対象ではありません。                                   | 1,000 万円以上 | 1 日以上<br>5 年以内  |

## (2) 貸出業務

農業・地域産業の発展に貢献するため、農業者・農業団体はもとより、各種製造業・卸売業からサービス業に至るまで幅広い業種を対象として、ご融資をお取扱いしています。

皆さまの要資事情にあわせて、運転資金・設備資金のほか、季節的資金等、様々な用途に対応する資金をご用意しています。

また、農業者向けアグリマイティー資金や、住宅ローン、資産運用ローン等の個人向け融資もお取扱いしています。



### ◇融資関連商品

#### 事業資金

| 資金の種類  | 金 額            | 期 間     | 資金用途・ご利用方法                     |
|--------|----------------|---------|--------------------------------|
| 一般事業資金 | ご相談のうえ決定しています。 | 最長 35 年 | 運転資金、設備資金のほか、季節的資金等にご利用いただけます。 |

#### 農業関連資金

| 資金の種類                   | 金 額                            | 期 間                        | 資金用途・ご利用方法                                 |
|-------------------------|--------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------|
| アグリマイティー資金<br>(個人・法人向け) | (個人) 最高 1 億<br>(法人・団体) 最高 3 億円 | 最長<br>20 年                 | 農業生産、農産物の加工・流通・販売に関する運転資金、設備資金等にご利用いただけます。 |
| アグリビジネスローン<br>(法人向け)    | ご相談のうえ決定しています。                 | (短期) 1 年以内<br>(長期) 最長 10 年 |                                            |

#### 個人向け資金

| ローンの種類        | 金 額       | 期 間           | 資金用途・ご利用方法                                 |
|---------------|-----------|---------------|--------------------------------------------|
| 住宅ローン         | 最高 2 億円   | 最長 50 年       | 住宅の新築・購入・増改築、借換資金として、ご利用いただけます。            |
| 資産運用ローン       | 最高 4 億円   | 最長 30 年       | 個人のお客さまが所有する資産を有効活用するために必要な資金としてご利用いただけます。 |
| フリーローン        | 最高 500 万円 | 最長 10 年       | 教育資金・自動車購入資金など、生活に必要な様々な資金にご利用いただけます。      |
| ワイド<br>カードローン | 最高 500 万円 | 1 年<br>(自動更新) | ご融資限度額の範囲内で何度でもご利用いただけます。                  |

## (3) 為替・決済業務

全国銀行内国為替制度加盟金融機関の一員として、全国の J A および銀行等各金融機関との間で、振込・代金取立等の各種サービスをお取扱いしています。

さらに、給与・各種年金のお受け取り、電気・電話・NHK 等公共料金の口座振替、各種クレジットカードの代金決済などをお取扱いしています。

#### (4) 資金運用業務

金融・証券市場における機関投資家として市場リスク等各種リスクを考慮しつつ、国債をはじめとした各種有価証券に投資しています。

#### (5) J A 支援業務

地域の皆さまへより良い金融サービスを提供するため、県内 J A を対象とした種々の支援体制を構築しています。

- |                         |                           |
|-------------------------|---------------------------|
| ① 法律・税金・年金・相続等のご相談      | ② 金融情報の調査・提供              |
| ③ J A 信用事業の推進施策の企画・実践支援 | ④ 研修・同行指導を通じた J A 専門人材の育成 |
| ⑤ 広告 P R やイベント・セミナー等の企画 | ⑥ J A バンク・セーフティネットの運営     |

なお、法律・税金・年金・相続等に関しては、各分野の専門家に対し相談していただけます。

#### (6) 金銭収納業務

日本銀行歳入復代理店として、国税・歳入金の受け入れのほか、滋賀県の収納代理金融機関として滋賀県税、県立学校授業料等の各種収納金をお取扱いしています。

#### (7) 受託貸付業務

各種機関の受託店として、農業関連資金や住宅資金・進学資金などのご融資の窓口になっています。主なお取扱いは次のとおりです。

- ① 日本政策金融公庫（農林水産事業）（国の教育ローン）
- ② 独立行政法人 住宅金融支援機構

#### (8) 信託契約代理業務

農中信託銀行株式会社の信託契約代理店として、次の信託契約の締結をお手伝いしています。

- ① 金銭信託（特定贈与信託、公益信託、特定金銭信託に係るものに限ります。）
- ② 金銭信託以外の金銭の信託（特定金外信託に係るものに限ります。）
- ③ 有価証券の信託
- ④ 金銭債権の信託
- ⑤ 土地及び定着物の信託（ただし、処分型を除きます。）
- ⑥ 地上権の信託（ただし、処分型を除きます。）
- ⑦ 土地の賃借権の信託（ただし、処分型を除きます。）

## (9) 投資信託窓口販売業務

皆さまの資産運用ニーズにお応えするため、以下の商品をお取扱いしています。

令和8年7月1日現在

| 主な投資対象  | ファンド名                                        |
|---------|----------------------------------------------|
| 債券      | J A 日本債券ファンド                                 |
|         | O n e ニッポン債券オープン                             |
|         | H S B C 世界資産選抜 種まきコース (安定運用型)                |
|         | 農林中金<パートナーズ>先進国債券ファンド (部分為替ヘッジあり)            |
|         | 農林中金<パートナーズ>先進国債券ファンド (為替ヘッジなし)              |
| バランス    | 農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (安定運用コース) (為替ヘッジあり)  |
|         | 農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (安定運用コース) (為替ヘッジなし)  |
|         | H S B C 世界資産選抜 収穫コース (予想分配金提示型)              |
|         | H S B C 世界資産選抜 充実生活コース (定率払出型)               |
|         | 農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (資産形成コース) (為替ヘッジあり)  |
|         | 農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (資産形成コース) (為替ヘッジなし)  |
|         | セゾン・グローバルバランスファンド                            |
| 株式      | H S B C 世界資産選抜 育てるコース (資産形成型)                |
|         | 農中日経 225 オープン                                |
|         | 農林中金<パートナーズ>つみたて日本株式 日経 225                  |
|         | 農林中金<パートナーズ>米国株式 S&P500 インデックスファンド           |
|         | 農林中金<パートナーズ>つみたて米国株式 S&P500                  |
|         | 全世界株式インデックス・ファンド (オール・カンントリー)                |
|         | 農林中金<パートナーズ>おおぶね J A P A N (日本選抜)            |
|         | 農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね                      |
|         | 農林中金<パートナーズ>おおぶねグローバル (長期厳選)                 |
|         | ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド                        |
| R E I T | セゾン資産形成の達人ファンド                               |
|         | 農林中金<パートナーズ> J - R E I T インデックスファンド (年1回決算型) |
|         | グローバル・リート・インデックスファンド (資産形成型)                 |

- ▶ 投資信託は、貯金等・共済契約ではありません。
- ▶ 投資信託は預貯金とは異なり、預金保険・貯金保険の対象ではありません。
- ▶ 投資信託は値動きのある証券に投資します (また、外貨建資産にはこのほかに為替変動もあります) ので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ▶ 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者が負うことになります。
- ▶ ご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の支払い対象ではありません。
- ▶ お申し込みの際は必ず「目論見書」(一体として交付される書面を含む。 )、「契約締結前交付書面」の内容をご確認ください。

## (10) 各種サービス

| 種 類                                | 内 容                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| J Aキャッシュサービス                       | J Aバンクのキャッシュカードは、全国のJ Aはもちろん、銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアの提携ATM※等でお取引いただけます。（※セブン銀行、イーネット、ローソン銀行）<br>カードだけでお買い物ができるデビットカード（J-Debit）にも対応しています。ご利用代金は即時に、J Aの貯金口座から決済されます。 |
| J Aカード                             | お買物、ご旅行、お食事など、カードひとつで決済いただけるクレジットカードです。（J Aカードは三菱UFJニコス（株）の取扱いです。）<br>ICキャッシュカードとJ Aカードが1枚になった「J Aカード（一体型）」も発行しています。                                                  |
| J Aネットバンク（個人）                      | インターネットに接続可能なパソコンやスマートフォンを使って、残高照会や振込・振替ができるサービスです。また、公共料金や各種料金のお支払いが可能なサービス「Pay-easy（ペイジー）」の取扱いも行っています。                                                              |
| 法人J Aネットバンク                        | 法人や個人事業主のお客さまが、インターネットに接続可能なパソコンを使って、残高照会・振込・振替ができるサービスです。また、「伝送サービス」、「でんさいネット」、「Pay-easy（ペイジー）」の取扱いも行っています。                                                          |
| J Aデータ伝送サービス<br>(AnserDATAPORT 方式) | 地方自治体および法人のお客さまからの大容量の総合振込・給与振込や口座振替等のデータ授受について、専用回線を使用することによって、高速、安全にご利用いただけるサービスです。                                                                                 |
| J Aバンクアプリ（個人）                      | お客さまのスマートフォンから貯金残高、入金明細等が簡単な操作でご確認いただけるほか、投資信託取引（購入・解約・残高照会）を行うことも可能です（J Aバンク投信ネットサービスのご利用が必要となります。）。                                                                 |
| J Aバンクアプリ プラス（個人）                  | お客さまのスマートフォンから、1つのアプリでJ Aネットバンク機能や振込・振替、住所・電話番号変更などのお手続きがご利用いただけます。                                                                                                   |
| P a y B（請求書決済）                     | J Aバンクアプリの請求書払い機能を使用し、請求書のバーコード・地方税統一QRコード（eL-QR）を読み込むことで、税金・公共料金や通販代金等をお支払いいただけます。                                                                                   |
| 即時口座振替サービス                         | J Aバンクと連携した各種キャッシュレス決済サービスに、J Aバンクの口座から即時でチャージ（入金）や口座振替を行うことができるサービスです。                                                                                               |

## (11) 手数料一覧

## ◇内国為替等の取扱手数料

令和8年7月1日現在

| 手数料の種類      |              |       | 同一店内<br>あて | 系統金融<br>機関あて | 他金融<br>機関あて |
|-------------|--------------|-------|------------|--------------|-------------|
| 振込手数料       | 窓口           | 3万円未満 | 330円       | 330円         | 605円        |
|             |              | 3万円以上 | 550円       | 550円         | 770円        |
|             | ATM（カード）     | 3万円未満 | 110円       | 110円         | 275円        |
|             |              | 3万円以上 | 220円       | 220円         | 440円        |
|             | IB、FB／HB、ADP | 3万円未満 | 無料         | 55円          | 220円        |
|             |              | 3万円以上 | 無料         | 110円         | 330円        |
|             | 定時自動送金       | 3万円未満 | 無料         | 110円         | 385円        |
|             |              | 3万円以上 | 無料         | 330円         | 550円        |
| 代金取立<br>手数料 | 電子交換手数料      | 1通につき | 880円       |              |             |
|             | 個別取立手数料      | 1通につき | 1,100円     |              |             |
| その他手数料      | 振込の組戻料       | 1件につき | 770円       |              |             |
|             | 振込の訂正料       | 1件につき | 770円       |              |             |

上記金額には、消費税相当額を含んでいます。

## ◇その他の主な手数料

令和8年7月1日現在

| 手数料の種類                           | 金 額    |        |
|----------------------------------|--------|--------|
| 通帳・証書再発行手数料                      | 1件につき  | 1,100円 |
| 残高証明書等各種証明書発行手数料<br>(1通につき)      | 継続発行   | 440円   |
|                                  | 都度発行   | 1,100円 |
|                                  | 私製用紙   | 2,200円 |
|                                  | 監査法人向け | 3,300円 |
| ICキャッシュカード・J Aカード（一体型）<br>再発行手数料 | 1枚につき  | 1,100円 |
| ローンカード 再発行手数料                    | 1枚につき  | 1,100円 |

上記金額には、消費税相当額を含んでいます。

# 経営資料

## I 決算の状況

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 貸借対照表           | 48 |
| 2. 損益計算書           | 49 |
| 3. キャッシュフロー計算書     | 50 |
| 4. 剰余金処分計算書        | 51 |
| 5. 注記表             | 52 |
| 6. 財務諸表の適正性等にかかる確認 | 72 |
| 7. 会計監査人の監査        | 72 |

## II 損益の状況

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標 | 73 |
| 2. 利益総括表            | 73 |
| 3. 事業純益             | 73 |
| 4. 資金運用収支の内訳        | 74 |
| 5. 受取・支払利息の増減額      | 74 |

## III 事業の概況

|                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| 1. 貯金に関する指標                                 |    |
| (1) 科目別貯金平均残高                               | 75 |
| (2) 定期貯金残高                                  | 75 |
| 2. 貸出金等に関する指標                               |    |
| (1) 科目別貸出金平均残高                              | 75 |
| (2) 貸出金の金利条件別内訳残高                           | 75 |
| (3) 貸出金の担保別内訳残高                             | 76 |
| (4) 債務保証の担保別内訳残高                            | 76 |
| (5) 貸出金の使途別内訳残高                             | 76 |
| (6) 貸出金の業種別残高                               | 77 |
| (7) 主要な農業関係の貸出金残高                           | 78 |
| (8) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融<br>再生法開示債権区分に基づく保全状況 | 79 |
| (9) 元本補填契約のある信託にかかる農協法に<br>基づく開示債権の状況       | 79 |
| (10) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額                     | 79 |
| (11) 貸出金償却の額                                | 80 |

## 3. 有価証券に関する指標

|                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 種類別有価証券平均残高   | 80 |
| (2) 商品有価証券種類別平均残高 | 80 |
| (3) 有価証券残存期間別残高   | 80 |

## 4. 有価証券の時価情報等

|                |    |
|----------------|----|
| (1) 有価証券の時価情報  | 81 |
| (2) 金銭の信託の時価情報 | 82 |
| (3) デリバティブ取引等  | 82 |

## IV 経営諸指標

|            |    |
|------------|----|
| 1. 利益率     | 83 |
| 2. 貯貸率・貯証率 | 83 |

## V 自己資本の充実の状況単体

|                                            |     |
|--------------------------------------------|-----|
| 1. 自己資本の状況                                 | 84  |
| 2. 信用リスクに関する事項                             | 88  |
| 3. 信用リスク削減手法に関する事項                         | 96  |
| 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の<br>リスクに関する事項          | 98  |
| 5. 証券化エクスポージャーに関する事項                       | 99  |
| 6. CVAリスクに関する事項                            | 102 |
| 7. マーケット・リスクに関する事項                         | 102 |
| 8. オペレーショナル・リスクに関する事項                      | 103 |
| 9. 出資等または株式等エクスポージャーに<br>関する事項             | 104 |
| 10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される<br>エクスポージャーに関する事項 | 105 |
| 11. 金利リスクに関する事項                            | 105 |

## VI 役員等の報酬体系

|          |     |
|----------|-----|
| 役員等の報酬体系 | 108 |
|----------|-----|

## I 決算の状況

## 1. 貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目        | 令和6年度<br>(令和7年3月31日) | 令和7年度<br>(令和8年3月31日) | 科 目          | 令和6年度<br>(令和7年3月31日) | 令和7年度<br>(令和8年3月31日) |
|------------|----------------------|----------------------|--------------|----------------------|----------------------|
| (資産の部)     |                      |                      | (負債の部)       |                      |                      |
| 現金         | 2,818                | 2,432                | 貯金           | 1,268,666            | 1,240,577            |
| 預け金        | 784,779              | 824,403              | 当座貯金         | 4,619                | 6,118                |
| 系統預け金      | 760,279              | 799,603              | 普通貯金         | 2,927                | 3,372                |
| 系統外預け金     | 24,500               | 24,800               | 通知貯金         | 3,900                | 1,530                |
| コールローン     | 120,000              | 120,000              | 別段貯金         | 115                  | 114                  |
| 買入金銭債権     | 17,916               | 10,207               | 定期貯金         | 1,257,077            | 1,229,411            |
| 有価証券       | 405,311              | 317,105              | 定期積金         | 26                   | 30                   |
| 国債         | 284,859              | 223,696              | 譲渡性貯金        | 2,200                | 1,300                |
| 地方債        | 27,571               | 24,854               | 債券貸借取引受入担保金  | 184,184              | 162,011              |
| 金融債        | —                    | 499                  | 借用金          | 12,400               | 10,500               |
| 短期社債       | 17,985               | 999                  | 代理業務勘定       | 0                    | 0                    |
| 社債         | 32,617               | 31,103               | その他負債        | 5,509                | 8,078                |
| 外国証券       | 3,314                | 99                   | 未払法人税等       | 281                  | 123                  |
| 株式         | 311                  | 402                  | 貯金利子諸税その他    | 9                    | 9                    |
| 受益証券       | 38,650               | 35,449               | 従業員預り金       | 117                  | 115                  |
| 貸出金        | 135,993              | 144,884              | 仮受金          | 1,918                | 2,110                |
| 手形貸付       | 688                  | 23                   | その他の負債       | 1,903                | 2,258                |
| 証書貸付       | 51,171               | 56,163               | 未払費用         | 1,268                | 3,446                |
| 当座貸越       | 2,913                | 4,422                | 前受収益         | 8                    | 10                   |
| 金融機関貸付     | 81,221               | 84,275               | 未決済為替借       | 2                    | 3                    |
| その他資産      | 1,596                | 2,599                | 諸引当金         | 3,436                | 3,543                |
| 従業員貸付金     | 1                    | 1                    | 相互援助積立金      | 2,463                | 2,532                |
| 仮払金        | 0                    | 0                    | 賞与引当金        | 52                   | 58                   |
| 未収金        | —                    | 44                   | 退職給付引当金      | 664                  | 682                  |
| 長期前払費用     | 63                   | 54                   | 役員退職慰労引当金    | 184                  | 207                  |
| その他の資産     | 26                   | 26                   | 特例業務負担金引当金   | 71                   | 63                   |
| 未収収益       | 1,501                | 2,470                | 債務保証         | 342                  | 333                  |
| 未決済為替貸     | 3                    | 2                    | 負債の部合計       | 1,476,740            | 1,426,344            |
| 有形固定資産     | 2,878                | 2,786                | (純資産の部)      |                      |                      |
| 建物         | 1,824                | 1,734                | 出資金          | 40,771               | 40,771               |
| 土地         | 1,025                | 1,025                | (うち後配出資金)    | (28,220)             | (28,220)             |
| その他の有形固定資産 | 28                   | 26                   | 利益剰余金        | 36,645               | 37,147               |
| 無形固定資産     | 10                   | 24                   | 利益準備金        | 16,430               | 16,905               |
| ソフトウェア     | 5                    | 4                    | その他利益剰余金     | 20,215               | 20,242               |
| その他の無形固定資産 | 4                    | 20                   | 経営基盤安定化積立金   | 5,000                | 7,022                |
| 外部出資       | 75,644               | 75,643               | 特別積立金        | 6,254                | 6,254                |
| 系統出資       | 74,833               | 74,832               | 当期末処分剰余金     | 8,960                | 6,965                |
| 系統外出資      | 810                  | 810                  | (うち当期剰余金)    | (2,371)              | (1,965)              |
| 繰延税金資産     | 2,506                | 1,644                | 会員資本合計       | 77,416               | 77,918               |
| 債務保証見返     | 342                  | 333                  | その他有価証券評価差額金 | △ 5,230              | △ 3,062              |
| 貸倒引当金      | △ 871                | △ 863                | 評価・換算差額等合計   | △ 5,230              | △ 3,062              |
|            |                      |                      | 純資産の部合計      | 72,186               | 74,856               |
| 資産の部合計     | 1,548,926            | 1,501,200            | 負債及び純資産の部合計  | 1,548,926            | 1,501,200            |

## 2. 損益計算書

(単位:百万円)

| 科 目 |                       | 令和6年度<br>〔自 令和6年4月1日<br>至 令和7年3月31日〕 | 令和7年度<br>〔自 令和7年4月1日<br>至 令和8年3月31日〕 |
|-----|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 経   | 常 収 益                 | 11,107                               | 26,902                               |
| 資   | 金 運 用 収 益             | 10,594                               | 13,435                               |
|     | 貸 出 金 利 息             | 651                                  | 1,024                                |
|     | 預 け 金 利 息             | 433                                  | 2,000                                |
|     | 有 価 証 券 利 息 配 当 金     | 4,536                                | 4,675                                |
|     | コ ー ル ロ ー ン 利 息       | 267                                  | 673                                  |
|     | そ の 他 受 入 利 息         | 4,705                                | 5,060                                |
|     | (うち受取奨励金)             | (4,619)                              | (4,939)                              |
| 役   | 務 取 引 等 収 益           | 111                                  | 114                                  |
|     | 受 入 為 替 手 数 料         | 27                                   | 29                                   |
|     | そ の 他 の 受 入 手 数 料     | 83                                   | 84                                   |
|     | そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益 | 0                                    | 0                                    |
| そ   | の 他 事 業 収 益           | 83                                   | 889                                  |
|     | 受 取 出 資 配 当 金         | 0                                    | 0                                    |
|     | 国 債 等 債 券 売 却 益       | 82                                   | 888                                  |
| そ   | の 他 経 常 収 益           | 317                                  | 12,463                               |
|     | 貸 倒 引 当 金 戻 入 益       | —                                    | 7                                    |
|     | 償 却 債 権 取 立 益         | 8                                    | 7                                    |
|     | 株 式 等 売 却 益           | 273                                  | 12,429                               |
|     | そ の 他 の 経 常 収 益       | 35                                   | 19                                   |
| 経   | 常 費 用                 | 8,300                                | 24,598                               |
| 資   | 金 調 達 費 用             | 5,849                                | 8,906                                |
|     | 貯 金 利 息               | 367                                  | 2,626                                |
|     | 譲 渡 性 貯 金 利 息         | 0                                    | 3                                    |
|     | 借 用 金 利 息             | 6                                    | 44                                   |
|     | 債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息   | 340                                  | 909                                  |
|     | そ の 他 支 払 利 息         | 5,135                                | 5,322                                |
|     | (うち支払奨励金)             | (5,133)                              | (5,320)                              |
| 役   | 務 取 引 等 費 用           | 58                                   | 59                                   |
|     | 支 払 為 替 手 数 料         | 0                                    | 0                                    |
|     | そ の 他 の 支 払 手 数 料     | 56                                   | 57                                   |
|     | そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用 | 0                                    | 0                                    |
| そ   | の 他 事 業 費 用           | 195                                  | 13,390                               |
|     | 国 債 等 債 券 売 却 損       | 195                                  | 13,390                               |
| 経   | 費 用                   | 2,114                                | 2,173                                |
|     | 人 件 費                 | 881                                  | 925                                  |
|     | 物 件 費                 | 1,172                                | 1,181                                |
|     | 税 金                   | 59                                   | 66                                   |
| そ   | の 他 経 常 費 用           | 82                                   | 68                                   |
|     | 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 12                                   | —                                    |
|     | 相 互 援 助 積 立 金 繰 入 額   | 70                                   | 68                                   |
|     | そ の 他 の 経 常 費 用       | 0                                    | 0                                    |
| 経   | 常 利 益                 | 2,807                                | 2,303                                |
| 特   | 別 損 失                 | 0                                    | 0                                    |
|     | 固 定 資 産 処 分 損         | 0                                    | 0                                    |
| 税   | 引 前 当 期 利 益           | 2,807                                | 2,303                                |
| 法   | 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 433                                  | 335                                  |
| 法   | 人 税 等 調 整 額           | 1                                    | 2                                    |
| 法   | 人 税 等 合 計             | 435                                  | 337                                  |
| 当   | 期 剰 余 金               | 2,371                                | 1,965                                |
| 当   | 期 首 繰 越 剰 余 金         | 6,589                                | 5,000                                |
| 当   | 期 末 処 分 剰 余 金         | 8,960                                | 6,965                                |

## 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

| 科 目                          | 令和6年度<br>〔自 令和6年4月1日<br>至 令和7年3月31日〕 | 令和7年度<br>〔自 令和7年4月1日<br>至 令和8年3月31日〕 |
|------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| <b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>    |                                      |                                      |
| 税引前当期利益                      | 2,807                                | 2,303                                |
| 減価償却費                        | 104                                  | 103                                  |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少)             | 12                                   | △ 7                                  |
| 退職給付引当金の増減額 (△は減少)           | △ 13                                 | 40                                   |
| その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)       | 59                                   | 66                                   |
| 資金運用収益                       | △ 10,594                             | △ 13,435                             |
| 資金調達費用                       | 5,849                                | 8,906                                |
| 有価証券関係損益 (△は益)               | △ 236                                | △ 188                                |
| 固定資産処分損益 (△は益)               | 0                                    | 0                                    |
| 貸出金の純増 (△) 減                 | 9,518                                | △ 8,890                              |
| 預け金の純増 (△) 減                 | 110,149                              | △ 624                                |
| 貯金の純増減 (△)                   | △ 77,454                             | △ 28,989                             |
| 借入金の純増減 (△)                  | △ 1,200                              | △ 1,900                              |
| 債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)          | 4,179                                | △ 22,173                             |
| コールローン等の純増 (△) 減             | △ 10,470                             | 7,702                                |
| 事業分量配当金の支払額                  | △ 1,000                              | △ 1,100                              |
| その他                          | 302                                  | 130                                  |
| 資金運用による収入                    | 10,239                               | 12,469                               |
| 資金調達による支出                    | △ 5,452                              | △ 6,703                              |
| <b>小 計</b>                   | <b>36,799</b>                        | <b>△ 52,289</b>                      |
| 法人税等の支払額                     | △ 263                                | △ 493                                |
| <b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>      | <b>36,536</b>                        | <b>△ 52,782</b>                      |
| <b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>    |                                      |                                      |
| 有価証券の取得による支出                 | △ 210,425                            | △ 97,528                             |
| 有価証券の売却による収入                 | 42,608                               | 101,574                              |
| 有価証券の償還による収入                 | 165,742                              | 87,738                               |
| 固定資産の取得による支出                 | △ 12                                 | △ 25                                 |
| 外部出資による支出                    | △ 20,180                             | —                                    |
| 外部出資の売却による収入                 | —                                    | 1                                    |
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>      | <b>△ 22,266</b>                      | <b>91,758</b>                        |
| <b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>    |                                      |                                      |
| 出資配当金の支払額                    | △ 420                                | △ 363                                |
| <b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>      | <b>△ 420</b>                         | <b>△ 363</b>                         |
| <b>4 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>    | <b>—</b>                             | <b>—</b>                             |
| <b>5 現金及び現金同等物の増加額 (減少額)</b> | <b>13,849</b>                        | <b>38,612</b>                        |
| <b>6 現金及び現金同等物の期首残高</b>      | <b>1,970</b>                         | <b>15,819</b>                        |
| <b>7 現金及び現金同等物の期末残高</b>      | <b>15,819</b>                        | <b>54,432</b>                        |

## 4. 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

| 科 目               | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------------|-------|-------|
| 1 当 期 未 処 分 剰 余 金 | 8,960 | 6,965 |
| 2 剰 余 金 処 分 額     | 3,960 | 1,965 |
| (1) 利益準備金         | 475   | 394   |
| (2) 任意積立金         |       |       |
| 経営基盤安定化積立金        | 2,022 | 207   |
| (3) 出資配当金         |       |       |
| 普通出資に対する配当金       | 138   | 138   |
| 後配出資に対する配当金       | 225   | 225   |
| (4) 事業分量配当金       |       |       |
| 特 配               | 388   | 366   |
| 特 々 配             | 711   | 633   |
| 3 次 期 繰 越 剰 余 金   | 5,000 | 5,000 |

(注) 1. 出資金の配当率は、次のとおりです。

- (1)令和6年度  
    普通出資金の配当率 1.1%  
    後配出資金の配当率 0.8%
- (2)令和7年度  
    普通出資金の配当率 1.1%  
    後配出資金の配当率 0.8%

2. 事業分量配当金の分配の基準は、次のとおりです。

- (1)令和6年度  
    a. 特配  
        令和6年度貯金奨励金の対象貯金平均残高に対して 0.0300%  
    b. 特々配  
        令和6年度貯金奨励金の対象貯金平均残高に対して 0.0548%
- (2)令和7年度  
    a. 特配  
        令和7年度貯金奨励金の対象貯金平均残高に対して 0.0300%  
    b. 特々配  
        令和7年度貯金奨励金の対象貯金平均残高に対して 0.0518%

3. 経営基盤安定化積立金

- (1)積立目的  
    県内 J A 信用事業にかかる経営基盤の維持・強化に資するため、将来的な諸リスク発生に備えて積み立てる。
- (2)積立目標額  
    10,000 百万円
- (3)取崩基準  
    総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができるものとする。

## 5. 注記表

## (令和6年度)

## 1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
- ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・その他有価証券・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次の通りです。
- |     |         |
|-----|---------|
| 建物  | 15年～38年 |
| その他 | 5年～30年  |
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (5) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (6) 引当金等の計上方法
- ①貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は731百万円です。
- ②賞与引当金
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

## ③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

## ④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

## ⑤相互援助積立金

相互援助積立金は、滋賀県JAバンクの信用向上に資するため、「滋賀県JAバンク支援制度要領」に基づき、所要額を計上しています。

## ⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、拠出する特例業務負担金の令和7年3月現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

## (7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。  
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

## 2. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

## (1) 貸倒引当金

## ①当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 871 百万円

## ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

## a. 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項 (6) 引当金等の計上方法①貸倒引当金」に記載しています。

## b. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

## c. 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 金融商品の時価

## ①当年度に係る計算書類に計上した額

「4. 金融商品に関する事項 (2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

## ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

## a. 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「4. 金融商品に関する事項 (2) 金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

## b. 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c. 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,333 百万円です。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

|              | 1 年以内  | 1 年超   | 合 計    |
|--------------|--------|--------|--------|
| オペレーティング・リース | 24 百万円 | 51 百万円 | 75 百万円 |

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 183,476 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 184,184 百万円

上記のほか、為替決済に関する担保として、定期預金 60,064 百万円を差し入れています。

(4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計 2,587 百万円含まれています。

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | —     |
| 危険債権額              | 2 百万円 |
| 三月以上延滞債権額          | —     |
| 貸出条件緩和債権額          | —     |
| 合計額                | 2 百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、当年度末の残高はありません。

(7) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 7,023 百万円です。

(8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 2,531 百万円が含まれています。

#### 4. 金融商品に関する事項

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ①金融商品に対する取組方針

当会は、滋賀県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付けを行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、株式、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

###### ②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他有価証券）として保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスクや市場価格の変動リスク等の市場リスクに晒されています。

###### ③金融商品に係るリスク管理体制

###### a. 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、内部格付、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部が行っており、定期的にリスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部のほかリスク統括部が管理を行い、信用情報や時価の把握を定期的に行っています。また、貸出金と同様、リスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

###### b. 市場リスクの管理

###### (a) 金利リスク、為替リスクおよび価格変動リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い管理を行っており、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、理事会で定められた年間運用方針、運用限度額に基づき取引を行っています。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては運用方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っています。具体的には、収益管理は総務部、資金運用に関する具体的方針はＡＬＭ委員会、取引の執行は資金証券部、モニタリングはリスク統括部が担当するとともに、市場リスクマネジメントにかかる運営状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

また、ＡＬＭによる金利変動リスク管理のほか、収支シミュレーションの実施、ロスカットルールによる資産価値の過度な減少の防止、市場リスク量管理等のマネジメント手法を通じて適正な市場リスク管理に努めるとともに、相場急変時等により問題が生じる場合はリスク管理委員会に対処方針を協議する管理体制をとっています。

###### (b) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらのうち金融資産について、市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したり

スク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のV a Rは分散共分散法（保有期間 1 ヶ月、信頼区間 99.0%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 7 年 3 月 31 日現在で当会の市場リスク量（損失の推計値）は、全体で 9,547 百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R 計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

#### c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、A L Mを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

##### ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

|              | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額      |
|--------------|-----------|-----------|----------|
| 預け金          | 784,779   | 783,238   | △ 1,541  |
| コールローン       | 120,000   | 120,000   | —        |
| 買入金銭債権       |           |           |          |
| その他目的        | 706       | 706       | —        |
| 有価証券に該当しないもの | 17,210    | 17,219    | 9        |
| 有価証券         |           |           |          |
| 満期保有目的の債券    | 180,180   | 154,260   | △ 25,920 |
| その他有価証券      | 225,130   | 225,130   | —        |
| 貸出金          | 135,993   |           |          |
| 貸倒引当金        | △ 871     |           |          |
| 貸倒引当金控除後     | 135,122   | 134,371   | △ 751    |
| 資産計          | 1,463,129 | 1,434,926 | △ 28,203 |
| 貯金           | 1,270,866 | 1,268,498 | △ 2,367  |
| 債券貸借取引受入担保金  | 184,184   | 184,184   | —        |
| 借用金          | 12,400    | 12,400    | —        |
| 負債計          | 1,467,451 | 1,465,083 | △ 2,367  |

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金 2,200 百万円を含めています。

#### ②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

##### 【資産】

##### a. 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b. コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

## c. 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

## d. 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

## e. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

## 【負債】

## a. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b. 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

## c. 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

## 貸借対照表計上額

|         |           |
|---------|-----------|
| 非上場株式   | 29百万円     |
| その他外部出資 | 75,614百万円 |

(注)「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

## ④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|                   | 1年以内      | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超     |
|-------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 預け金               | 784,779   | —           | —           | —           | —           | —       |
| コールローン            | 120,000   | —           | —           | —           | —           | —       |
| 買入金銭債権            |           |             |             |             |             |         |
| その他目的のうち満期があるもの   | 210       | 171         | 106         | 80          | 82          | 55      |
| 有価証券に該当しないもの      | 14,724    | 2,500       | —           | —           | —           | —       |
| 有価証券              |           |             |             |             |             |         |
| 満期保有目的の債券         | —         | —           | —           | —           | —           | 185,500 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 44,217    | 19,184      | 10,194      | 13,743      | 8,748       | 108,984 |
| 貸出金               | 50,141    | 22,991      | 14,774      | 21,837      | 13,164      | 13,084  |
| 合 計               | 1,014,072 | 44,847      | 25,075      | 35,661      | 21,995      | 307,624 |

(注) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）0百万円については「1年以内」に含めています。  
また、劣後特約付貸出金 2,531 百万円については「5年超」に含めています。

## ⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

|             | 1年以内      | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金          | 1,268,628 | 6           | 30          | 0           | 0           | —   |
| 譲渡性貯金       | 2,200     | —           | —           | —           | —           | —   |
| 債券貸借取引受入担保金 | 184,184   | —           | —           | —           | —           | —   |
| 借入金         | 11,400    | 1,000       | —           | —           | —           | —   |
| 合 計         | 1,466,413 | 1,006       | 30          | 0           | 0           | —   |

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 5. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」（保有区分口）が含まれています。以下(2)まで同様です。

## ①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                    | 種 類 | 貸借対照表<br>計上額 | 時 価     | 差 額      |
|--------------------|-----|--------------|---------|----------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 国債  | —            | —       | —        |
|                    | 小計  | —            | —       | —        |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債  | 180,180      | 154,260 | △ 25,920 |
|                    | 小計  | 180,180      | 154,260 | △ 25,920 |
| 合 計                |     | 180,180      | 154,260 | △ 25,920 |

## ②その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                      | 種 類  | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価    | 差 額      |
|----------------------|------|--------------|---------|----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式   | 234          | 106     | 128      |
|                      | 債券   |              |         |          |
|                      | 国債   | 34,997       | 34,791  | 205      |
|                      | 短期社債 | 999          | 999     | 0        |
|                      | その他  | 3,215        | 2,606   | 608      |
|                      | その他  | 29,935       | 19,099  | 10,835   |
|                      | 小 計  | 69,382       | 57,604  | 11,778   |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式   | 77           | 84      | △ 7      |
|                      | 債券   |              |         |          |
|                      | 国債   | 69,681       | 86,025  | △ 16,344 |
|                      | 地方債  | 27,571       | 28,962  | △ 1,391  |
|                      | 短期社債 | 16,985       | 16,995  | △ 10     |
|                      | 社債   | 32,617       | 33,290  | △ 672    |
|                      | その他  | 99           | 100     | △ 0      |
|                      | その他  | 9,422        | 10,074  | △ 652    |
|                      | 小 計  | 156,454      | 175,533 | △ 19,079 |
| 合 計                  |      | 225,836      | 233,138 | △ 7,301  |

(注) 上記差額合計から繰延税金資産 2,071 百万円を差し引いた金額 5,230 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

|     | 売却額        | 売却益     | 売却損     |
|-----|------------|---------|---------|
| 株 式 | 316 百万円    | 32 百万円  | － 百万円   |
| 債 券 | 24,216 百万円 | 82 百万円  | 195 百万円 |
| その他 | 18,075 百万円 | 240 百万円 | － 百万円   |
| 合 計 | 42,608 百万円 | 356 百万円 | 195 百万円 |

## 6. 退職給付に関する事項

## (1) 退職給付

## ①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、「職員退職給与規程」に基づき退職一時金制度（非積立型）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、職位等と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

## ②確定給付制度

## a. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|               |                |
|---------------|----------------|
| 期首における退職給付引当金 | 693 百万円        |
| 退職給付費用        | 61 百万円         |
| 退職給付の支払額      | △ 89 百万円       |
| 期末における退職給付引当金 | <u>664 百万円</u> |

## b. 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 非積立型制度の退職給付債務       | 664 百万円        |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>664 百万円</u> |

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 退職給付引当金             | 664 百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 664 百万円 |

## c. 退職給付に関連する損益

|                |        |
|----------------|--------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 61 百万円 |
|----------------|--------|

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9 百万円となっています。

また、令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、71 百万円となっています。

## 7. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 繰延税金資産             |           |
| 貸倒引当金超過額           | 28 百万円    |
| 債権償却有税額            | 207 百万円   |
| 退職給付引当金超過額         | 188 百万円   |
| 役員退職慰労引当金超過額       | 52 百万円    |
| 相互援助積立金超過額         | 698 百万円   |
| 未払事業税              | 27 百万円    |
| 支払奨励金未払額           | 119 百万円   |
| 特例業務負担金引当金         | 20 百万円    |
| その他                | 27 百万円    |
| 繰延税金資産小計           | 1,370 百万円 |
| 評価性引当額             | △ 916 百万円 |
| 繰延税金資産合計（A）        | 453 百万円   |
| 繰延税金負債             |           |
| その他有価証券評価差額金       | 2,071 百万円 |
| その他                | △ 18 百万円  |
| 繰延税金負債合計（B）        | 2,052 百万円 |
| 繰延税金資産の純額（A） + （B） | 2,506 百万円 |

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 法定実効税率               | 27.66%   |
| (調整)                 |          |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.21%    |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 1.28%  |
| 事業分量配当金              | △ 10.84% |
| 住民税均等割等              | 0.14%    |
| 評価性引当額の増減            | 0.58%    |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | △ 0.21%  |
| その他                  | △ 0.75%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 15.51%   |

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日に開始する年度以降に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.66%から28.37%に変更されました。その結果、繰延税金資産が6百万円増加し、その他有価証券評価差額金が51百万円増加し、法人税等調整額が5百万円減少しています。

8. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

## (令和7年度)

## 1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
- ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・その他有価証券・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次の通りです。
- |     |         |
|-----|---------|
| 建物  | 15年～38年 |
| その他 | 5年～30年  |
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

## (5) 引当金等の計上方法

## ①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は724百万円です。

## ②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

## ③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

## ④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

## ⑤相互援助積立金

相互援助積立金は、滋賀県ＪＡバンクの信用向上に資するため、「滋賀県ＪＡバンク支援制度要領」に基づき、所要額を計上しています。

## ⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、拠出する特例業務負担金の令和８年３月現在における令和１４年３月までの実負担見込額に基づき計上しています。

## (6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

## 2. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

## (1) 貸倒引当金

## ①当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 863 百万円

## ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

## a. 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項 (6) 引当金等の計上方法①貸倒引当金」に記載しています。

## b. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

## c. 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 金融商品の時価

## ①当年度に係る計算書類に計上した額

「4. 金融商品に関する事項 (2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

## ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

## a. 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「4. 金融商品に関する事項 (2) 金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

## b. 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

## c. 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,434 百万円です。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

|              | 1 年以内  | 1 年超   | 合 計    |
|--------------|--------|--------|--------|
| オペレーティング・リース | 29 百万円 | 56 百万円 | 86 百万円 |

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 162,864 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 162,011 百万円

上記のほか、為替決済に関する担保として、定期預金 60,071 百万円を差し入れています。

(4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計 589 百万円含まれています。

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | —     |
| 危険債権額              | 2 百万円 |
| 三月以上延滞債権額          | —     |
| 貸出条件緩和債権額          | —     |
| 合計額                | 2 百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、当年度末の残高はありません。

(7) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 6,857 百万円です。

(8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 2,531 百万円が含まれています。

#### 4. 金融商品に関する事項

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ①金融商品に対する取組方針

当会は、滋賀県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付けを行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、株式、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

###### ②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他有価証券）として保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスクや市場価格の変動リスク等の市場リスクに晒されています。

###### ③金融商品に係るリスク管理体制

###### a. 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、内部格付、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部が行っており、定期的にリスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部のほかリスク統括部が管理を行い、信用情報や時価の把握を定期的に行っています。また、貸出金と同様、リスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

###### b. 市場リスクの管理

###### (a) 金利リスク、為替リスクおよび価格変動リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い管理を行っており、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、理事会で定められた年間運用方針、運用限度額に基づき取引を行っています。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては運用方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っています。具体的には、収益管理は総務部、資金運用に関する具体的方針はＡＬＭ委員会、取引の執行は資金証券部、モニタリングはリスク統括部が担当するとともに、市場リスクマネジメントにかかる運営状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

また、ＡＬＭによる金利変動リスク管理のほか、収支シミュレーションの実施、ロスカットルールによる資産価値の過度な減少の防止、市場リスク量管理等のマネジメント手法を通じて適正な市場リスク管理に努めるとともに、相場急変時等により問題が生じる場合はリスク管理委員会に対処方針を協議する管理体制をとっています。

###### (b) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらのうち金融資産について、市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したり

スク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のV a Rは分散共分散法（保有期間 1 ヶ月、信頼区間 99.0%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日現在で当会の市場リスク量（損失の推計値）は、全体で 10,833 百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R 計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

#### c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、A L Mを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

##### ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

|              | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額      |
|--------------|-----------|-----------|----------|
| 預け金          | 824,403   | 822,169   | △ 2,233  |
| コールローン       | 120,000   | 120,000   | —        |
| 買入金銭債権       |           |           |          |
| その他目的        | 513       | 513       | —        |
| 有価証券に該当しないもの | 9,694     | 9,698     | 4        |
| 有価証券         |           |           |          |
| 満期保有目的の債券    | 180,526   | 135,835   | △ 44,691 |
| その他有価証券      | 136,578   | 136,578   | —        |
| 貸出金          | 144,884   |           |          |
| 貸倒引当金        | △ 863     |           |          |
| 貸倒引当金控除後     | 144,020   | 142,407   | △ 1,613  |
| 資産計          | 1,415,736 | 1,367,201 | △ 48,534 |
| 貯金           | 1,241,877 | 1,238,685 | △ 3,191  |
| 債券貸借取引受入担保金  | 162,011   | 162,011   | —        |
| 借入金          | 10,500    | 10,500    | —        |
| 負債計          | 1,414,388 | 1,411,196 | △ 3,191  |

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金 1,300 百万円を含めています。

##### ②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

###### 【資産】

###### a. 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b. コールローン

約定期間が短期間（1 年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

## c. 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

## d. 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

## e. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

## 【負債】

## a. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b. 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1 年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

## c. 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、約定期間が短期間（1 年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

## 貸借対照表計上額

非上場株式 29 百万円

その他外部出資 75,613 百万円

(注) 非上場株式及びその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2024 年 9 月 13 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としていません。

## ④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|                   | 1年以内      | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超     |
|-------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 預け金               | 824,403   | —           | —           | —           | —           | —       |
| コールローン            | 120,000   | —           | —           | —           | —           | —       |
| 買入金銭債権            |           |             |             |             |             |         |
| その他目的のうち満期があるもの   | 168       | 104         | 84          | 83          | 41          | 37      |
| 有価証券に該当しないもの      | 9,700     | —           | —           | —           | —           | —       |
| 有価証券              |           |             |             |             |             |         |
| 満期保有目的の債券         | —         | —           | —           | —           | —           | 185,500 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 21,984    | 10,094      | 12,248      | 8,748       | 4,548       | 57,187  |
| 貸出金               | 38,217    | 28,053      | 35,115      | 15,067      | 9,902       | 18,527  |
| 合 計               | 1,014,473 | 38,252      | 47,449      | 23,900      | 14,492      | 261,252 |

(注) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）0百万円については「1年以内」に含めています。  
また、劣後特約付貸出金 2,531 百万円については「5年超」に含めています。

## ⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

|             | 1年以内      | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金          | 1,240,521 | 38          | 15          | 0           | 1           | —   |
| 譲渡性貯金       | 1,300     | —           | —           | —           | —           | —   |
| 債券貸借取引受入担保金 | 162,011   | —           | —           | —           | —           | —   |
| 借入金         | 10,500    | —           | —           | —           | —           | —   |
| 合 計         | 1,414,332 | 38          | 15          | 0           | 1           | —   |

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 5. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」（保有区分口）が含まれています。以下 (2) まで同様です。

## ①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                    | 種 類 | 貸借対照表<br>計上額 | 時 価     | 差 額      |
|--------------------|-----|--------------|---------|----------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 国債  | —            | —       | —        |
|                    | 小計  | —            | —       | —        |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債  | 180,526      | 135,835 | △ 44,691 |
|                    | 小計  | 180,526      | 135,835 | △ 44,691 |
| 合 計                |     | 180,526      | 135,835 | △ 44,691 |

## ②その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                      | 種 類  | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価    | 差 額      |
|----------------------|------|--------------|---------|----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式   | 281          | 126     | 155      |
|                      | 債券   |              |         |          |
|                      | 国債   | 13,090       | 13,068  | 22       |
|                      | その他  | 28,661       | 19,065  | 9,596    |
|                      | 小計   | 42,034       | 32,259  | 9,774    |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式   | 121          | 131     | △ 10     |
|                      | 債券   |              |         |          |
|                      | 国債   | 30,079       | 40,683  | △ 10,604 |
|                      | 地方債  | 24,854       | 27,134  | △ 2,279  |
|                      | 金融債  | 499          | 500     | △ 0      |
|                      | 短期社債 | 999          | 999     | △ 0      |
|                      | 社債   | 31,103       | 31,880  | △ 777    |
|                      | その他  | 99           | 100     | △ 0      |
|                      | その他  | 7,300        | 7,677   | △ 376    |
|                      | 小計   | 95,057       | 109,106 | △ 14,049 |
| 合 計                  |      | 137,091      | 141,366 | △ 4,275  |

(注) 上記差額合計から繰延税金資産 1,212 百万円を差し引いた金額 3,062 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

|     | 売却額         | 売却益        | 売却損        |
|-----|-------------|------------|------------|
| 株 式 | 382 百万円     | 38 百万円     | － 百万円      |
| 債 券 | 58,871 百万円  | 888 百万円    | 13,390 百万円 |
| その他 | 41,927 百万円  | 12,391 百万円 | － 百万円      |
| 合 計 | 101,181 百万円 | 13,318 百万円 | 13,390 百万円 |

## 6. 退職給付に関する事項

## (1) 退職給付

## ①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、「職員退職給与規程」に基づき退職一時金制度（非積立型）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、職位等と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

また、当会では、確定拠出制度を設けています。

## ②確定給付制度

## a. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|               |                |
|---------------|----------------|
| 期首における退職給付引当金 | 664 百万円        |
| 退職給付費用        | 60 百万円         |
| 退職給付の支払額      | △ 42 百万円       |
| 期末における退職給付引当金 | <u>682 百万円</u> |

## b. 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 非積立型制度の退職給付債務       | <u>682 百万円</u> |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>682 百万円</u> |

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 退職給付引当金             | 682 百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 682 百万円 |

## c. 退職給付に関連する損益

|                |        |
|----------------|--------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 60 百万円 |
|----------------|--------|

## ③確定拠出制度

当会の確定拠出制度への要拠出額は、7 百万円となっています。

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9 百万円となっています。

また、令和 8 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、63 百万円となっています。

## 7. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 繰延税金資産           |           |
| 貸倒引当金超過額         | 18 百万円    |
| 債権償却税額           | 205 百万円   |
| 退職給付引当金超過額       | 193 百万円   |
| 役員退職慰労引当金超過額     | 58 百万円    |
| 相互援助積立金超過額       | 718 百万円   |
| 未払事業税            | 21 百万円    |
| 支払奨励金未払額         | 120 百万円   |
| 特例業務負担金引当金       | 17 百万円    |
| その他有価証券評価差額金     | 1,212 百万円 |
| その他              | 29 百万円    |
| 繰延税金資産小計         | 2,597 百万円 |
| 評価性引当額           | △ 934 百万円 |
| 繰延税金資産合計（A）      | 1,663 百万円 |
| 繰延税金負債           |           |
| その他              | △ 18 百万円  |
| 繰延税金負債合計（B）      | △ 18 百万円  |
| 繰延税金資産の純額（A）＋（B） | 1,644 百万円 |

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 法定実効税率               | 27.66%   |
| (調整)                 |          |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.52%    |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 1.79%  |
| 事業分量配当金              | △ 12.01% |
| 住民税均等割等              | 0.17%    |
| 評価性引当額の増減            | 0.74%    |
| その他                  | △ 0.62%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 14.67%   |

**8. キャッシュ・フロー計算書に関する事項**

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

## 6. 財務諸表の適正性等にかかる確認

## 確 認 書

- ①私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ②当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年6月30日

滋賀県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 川崎 宏

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

## 7. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## II 損益の状況

## 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円)

| 項 目             | 令和3年度      | 令和4年度      | 令和5年度      | 令和6年度      | 令和7年度      |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 経 常 収 益         | 10,822     | 14,423     | 10,660     | 11,107     | 26,902     |
| 経 常 利 益         | 2,569      | 2,515      | 2,858      | 2,807      | 2,303      |
| 当 期 剰 余 金       | 2,238      | 2,154      | 2,582      | 2,371      | 1,965      |
| 出 資 金           | 40,771     | 40,771     | 40,771     | 40,771     | 40,771     |
| ( 出 資 口 数 )     | (8,154 千口) | (8,154 千口) | (8,154 千口) | (8,154 千口) | (8,154 千口) |
| 純 資 産 額         | 81,564     | 75,807     | 79,677     | 72,186     | 74,856     |
| 総 資 産 額         | 1,660,679  | 1,647,700  | 1,629,248  | 1,548,926  | 1,501,200  |
| 貯 金 等 残 高       | 1,400,760  | 1,365,198  | 1,348,321  | 1,270,866  | 1,241,877  |
| 貸 出 金 残 高       | 142,936    | 141,200    | 145,512    | 135,993    | 144,884    |
| 有 価 証 券 残 高     | 410,276    | 397,004    | 413,139    | 405,311    | 317,105    |
| 剰 余 金 配 当 金 額   | 1,420      | 1,320      | 1,420      | 1,463      | 1,363      |
| ・ 普 通 出 資 配 当 額 | 138        | 138        | 138        | 138        | 138        |
| ・ 後 配 出 資 配 当 額 | 282        | 282        | 282        | 225        | 225        |
| ・ 事 業 分 量 配 当 額 | 1,000      | 900        | 1,000      | 1,100      | 1,000      |
| 職 員 数           | 91 人       | 90 人       | 92 人       | 95 人       | 97 人       |
| 単 体 自 己 資 本 比 率 | 15.14%     | 15.20%     | 15.50%     | 15.38%     | 15.29%     |

(注)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

## 2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

| 項 目             | 令和6年度  | 令和7年度    | 増 減      |
|-----------------|--------|----------|----------|
| 資 金 運 用 収 支     | 4,744  | 4,528    | △ 216    |
| 役 務 取 引 等 収 支   | 53     | 54       | 1        |
| そ の 他 事 業 収 支   | △ 111  | △ 12,501 | △ 12,389 |
| 事 業 粗 利 益       | 4,686  | △ 7,918  | △ 12,604 |
| ( 事 業 粗 利 益 率 ) | (0.31) | (△ 0.55) | △ 0.86   |

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)  
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用  
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用  
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支  
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

## 3. 事業純益

(単位:百万円)

| 項 目                          | 令和6年度 | 令和7年度    | 増 減      |
|------------------------------|-------|----------|----------|
| 事 業 純 益                      | 2,559 | △ 10,091 | △ 12,651 |
| 実 質 事 業 純 益                  | 2,572 | △ 10,091 | △ 12,663 |
| コ ア 事 業 純 益                  | 2,684 | 2,410    | △ 274    |
| コ ア 事 業 純 益<br>(投資信託解約損益を除く) | 2,684 | 1,978    | △ 705    |

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額  
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額  
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益  
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## 4. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円, %)

| 項 目         | 令和6年度     |        |      | 令和7年度     |        |      |
|-------------|-----------|--------|------|-----------|--------|------|
|             | 平均残高      | 利 息    | 利回り  | 平均残高      | 利 息    | 利回り  |
| 資 金 運 用 勘 定 | 1,504,746 | 10,594 | 0.70 | 1,419,672 | 13,435 | 0.95 |
| うち 預け金      | 829,907   | 5,052  | 0.61 | 789,551   | 6,940  | 0.88 |
| うち 有価証券     | 427,990   | 4,536  | 1.06 | 374,895   | 4,675  | 1.25 |
| うち 貸出金      | 136,789   | 651    | 0.48 | 137,181   | 1,024  | 0.75 |
| 資 金 調 達 勘 定 | 1,494,916 | 5,849  | 0.39 | 1,419,154 | 8,906  | 0.63 |
| うち 貯金・定積    | 1,317,317 | 5,500  | 0.42 | 1,245,090 | 7,947  | 0.64 |
| うち 譲渡性貯金    | 1,433     | 0      | 0.01 | 1,341     | 3      | 0.26 |
| うち 借入金      | 13,079    | 6      | 0.05 | 11,955    | 44     | 0.37 |
| 総 資 金 利 ざ や | —         | —      | 0.17 | —         | —      | 0.17 |

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

資金調達原価率＝（資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払雑利息等））＋経費－金銭の信託運用見合費用）／（貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他（貸付留保金、従業員預り金等）－金銭の信託運用見合額）× 100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## 5. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

| 項 目      | 令和6年度増減額 | 令和7年度増減額 |
|----------|----------|----------|
| 受 取 利 息  | 1,408    | 2,840    |
| うち 預け金   | 986      | 1,887    |
| うち 有価証券  | 391      | 139      |
| うち 貸出金   | △ 253    | 372      |
| 支 払 利 息  | 470      | 5,849    |
| うち 貯金・定積 | 139      | 5,502    |
| うち 譲渡性貯金 | △ 0      | 0        |
| うち 借入金   | 6        | 6        |
| 差 引      | 937      | △ 3,009  |

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## Ⅲ 事業の概況

## 1. 貯金に関する指標

## (1) 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

| 種 類    | 令和6年度               | 令和7年度               | 増 減      |
|--------|---------------------|---------------------|----------|
| 流動性貯金  | 15,780 ( 1.2 )      | 16,052 ( 1.2 )      | 272      |
| 定期性貯金  | 1,301,463 ( 98.7 )  | 1,228,959 ( 98.6 )  | △ 72,504 |
| その他の貯金 | 73 ( 0.0 )          | 79 ( 0.0 )          | 5        |
| 計      | 1,317,317 ( 99.9 )  | 1,245,090 ( 99.9 )  | △ 72,226 |
| 譲渡性貯金  | 1,433 ( 0.1 )       | 1,341 ( 0.1 )       | △ 92     |
| 合 計    | 1,318,750 ( 100.0 ) | 1,246,431 ( 100.0 ) | △ 72,319 |

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金  
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金  
 3. ( ) 内は構成比です。

## (2) 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

| 種 類      | 令和6年度               | 令和7年度               | 増 減      |
|----------|---------------------|---------------------|----------|
| 定期貯金     | 1,257,077 ( 100.0 ) | 1,229,411 ( 100.0 ) | △ 27,665 |
| うち固定金利定期 | 1,257,077 ( 100.0 ) | 1,229,411 ( 100.0 ) | △ 27,665 |
| うち変動金利定期 | － ( － )             | － ( － )             | －        |

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金  
 3. ( ) 内は構成比です。

## 2. 貸出金等に関する指標

## (1) 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

| 種 類    | 令和6年度   | 令和7年度   | 増 減     |
|--------|---------|---------|---------|
| 手形貸付   | 496     | 302     | △ 194   |
| 証書貸付   | 50,449  | 54,168  | 3,718   |
| 当座貸越   | 2,896   | 3,556   | 659     |
| 金融機関貸付 | 82,943  | 79,154  | △ 3,789 |
| 割引手形   | 2       | －       | △ 2     |
| 合 計    | 136,789 | 137,181 | 392     |

## (2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

| 種 類    | 令和6年度             | 令和7年度             | 増 減   |
|--------|-------------------|-------------------|-------|
| 固定金利貸出 | 104,996 ( 77.2 )  | 109,473 ( 75.6 )  | 4,476 |
| 変動金利貸出 | 30,997 ( 22.8 )   | 35,411 ( 24.4 )   | 4,413 |
| 合 計    | 135,993 ( 100.0 ) | 144,884 ( 100.0 ) | 8,890 |

- (注) ( ) 内は構成比です。

## (3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

| 種 類         | 令和6年度   | 令和7年度   | 増 減   |
|-------------|---------|---------|-------|
| 貯金・定期積金等    | 310     | 102     | △ 207 |
| 有価証券        | —       | —       | —     |
| 動 産         | —       | —       | —     |
| 不 動 産       | 3,689   | 3,595   | △ 93  |
| そ の 他 担 保 物 | —       | —       | —     |
| 小 計         | 3,999   | 3,698   | △ 301 |
| 農業信用基金協会保証  | 100     | 100     | △ 0   |
| そ の 他 保 証   | —       | —       | —     |
| 小 計         | 100     | 100     | △ 0   |
| 信 用         | 131,893 | 141,085 | 9,192 |
| 合 計         | 135,993 | 144,884 | 8,890 |

## (4) 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

| 種 類         | 令和6年度 | 令和7年度 | 増 減  |
|-------------|-------|-------|------|
| 貯金・定期積金等    | —     | —     | —    |
| 有価証券        | —     | —     | —    |
| 動 産         | —     | —     | —    |
| 不 動 産       | 155   | 128   | △ 27 |
| そ の 他 担 保 物 | 1     | 0     | △ 0  |
| 小 計         | 157   | 129   | △ 27 |
| 信 用         | 185   | 204   | 19   |
| 合 計         | 342   | 333   | △ 8  |

## (5) 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

| 種 類     | 令和6年度             | 令和7年度             | 増 減   |
|---------|-------------------|-------------------|-------|
| 設 備 資 金 | 2,791 ( 2.1 )     | 3,677 ( 2.5 )     | 886   |
| 運 転 資 金 | 133,202 ( 97.9 )  | 141,206 ( 97.5 )  | 8,004 |
| 合 計     | 135,993 ( 100.0 ) | 144,884 ( 100.0 ) | 8,890 |

(注) ( ) 内は構成比です。

## (6) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

| 種 類               | 令和6年度             | 令和7年度             | 増 減   |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------|
| 農 業               | 100 ( 0.1 )       | 100 ( 0.1 )       | △ 0   |
| 林 業               | － ( － )           | － ( － )           | －     |
| 水 産 業             | － ( － )           | － ( － )           | －     |
| 製 造 業             | 12,957 ( 9.5 )    | 12,278 ( 8.5 )    | △ 679 |
| 鉱 業               | － ( － )           | － ( － )           | －     |
| 建 設 業             | 3,035 ( 2.2 )     | 4,010 ( 2.8 )     | 974   |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     | 1,801 ( 1.3 )     | 2,201 ( 1.5 )     | 399   |
| 運 輸 ・ 通 信 業       | 3,937 ( 2.9 )     | 3,084 ( 2.1 )     | △ 853 |
| 卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業 | 4,105 ( 3.0 )     | 3,482 ( 2.4 )     | △ 622 |
| 金 融 ・ 保 険 業       | 94,928 ( 69.8 )   | 99,680 ( 68.8 )   | 4,752 |
| 不 動 産 業           | 2,903 ( 2.1 )     | 4,277 ( 3.0 )     | 1,374 |
| サ ー ビ ス 業         | 6,066 ( 4.5 )     | 5,819 ( 4.0 )     | △ 247 |
| 地 方 公 共 団 体       | 5,674 ( 4.2 )     | 9,506 ( 6.6 )     | 3,831 |
| そ の 他             | 482 ( 0.4 )       | 444 ( 0.3 )       | △ 38  |
| 合 計               | 135,993 ( 100.0 ) | 144,884 ( 100.0 ) | 8,890 |

(注) ( ) 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

## (7) 主要な農業関係の貸出金残高

## ①営農類型別

(単位：百万円)

| 種 類             | 令和6年度 | 令和7年度 | 増 減   |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 農 業             | 100   | 100   | △ 0   |
| 穀 作             | 0     | 0     | △ 0   |
| 野 菜 ・ 園 芸       | －     | －     | －     |
| 果 樹 ・ 樹 園 農 業   | －     | －     | －     |
| 工 芸 作 物         | －     | －     | －     |
| 養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農 | 100   | 100   | －     |
| 養 鶏 ・ 養 卵       | －     | －     | －     |
| 養 蚕             | －     | －     | －     |
| そ の 他 農 業       | －     | －     | －     |
| 農 業 関 連 団 体 等   | 1,093 | 975   | △ 118 |
| 合 計             | 1,193 | 1,075 | △ 118 |

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、上記(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全国農業協同組合連合会とその子会社等が含まれています。

## ②資金種類別

## 〔貸出金〕

(単位：百万円)

| 種 類           | 令和6年度 | 令和7年度 | 増 減   |
|---------------|-------|-------|-------|
| プ ロ パ ー 資 金   | 1,193 | 1,075 | △ 118 |
| 農 業 制 度 資 金   | －     | －     | －     |
| 農 業 近 代 化 資 金 | －     | －     | －     |
| 合 計           | 1,193 | 1,075 | △ 118 |

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

## 〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

| 種 類                 | 令和6年度 | 令和7年度 | 増 減 |
|---------------------|-------|-------|-----|
| 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金 | 2,803 | 2,772 | △ 0 |

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

## (8) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況 (単位：百万円)

| 債権区分              |     | 債権額     | 保 全 額 |     |     |     |
|-------------------|-----|---------|-------|-----|-----|-----|
|                   |     |         | 担 保   | 保 証 | 引 当 | 合 計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 6年度 | —       | —     | —   | —   | —   |
|                   | 7年度 | —       | —     | —   | —   | —   |
| 危険債権              | 6年度 | 2       | 2     | —   | —   | 2   |
|                   | 7年度 | 2       | 2     | —   | —   | 2   |
| 要管理債権             | 6年度 | —       | —     | —   | —   | —   |
|                   | 7年度 | —       | —     | —   | —   | —   |
| 三月以上延滞債権          | 6年度 | —       | —     | —   | —   | —   |
|                   | 7年度 | —       | —     | —   | —   | —   |
| 貸出条件緩和債権          | 6年度 | —       | —     | —   | —   | —   |
|                   | 7年度 | —       | —     | —   | —   | —   |
| 小計                | 6年度 | 2       | 2     | —   | —   | 2   |
|                   | 7年度 | 2       | 2     | —   | —   | 2   |
| 正常債権              | 6年度 | 136,444 |       |     |     |     |
|                   | 7年度 | 145,421 |       |     |     |     |
| 合計                | 6年度 | 136,447 |       |     |     |     |
|                   | 7年度 | 145,424 |       |     |     |     |

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権  
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## (9) 元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

## (10) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| 債権区分    | 令和6年度    |            |       |     |          | 令和7年度    |            |       |     |          |
|---------|----------|------------|-------|-----|----------|----------|------------|-------|-----|----------|
|         | 期首<br>残高 | 期 中<br>増加額 | 期中減少額 |     | 期末<br>残高 | 期首<br>残高 | 期 中<br>増加額 | 期中減少額 |     | 期末<br>残高 |
|         |          |            | 目的使用  | その他 |          |          |            | 目的使用  | その他 |          |
| 一般貸倒引当金 | 859      | 871        | —     | 859 | 871      | 871      | 863        | —     | 871 | 863      |
| 個別貸倒引当金 | —        | —          | —     | —   | —        | —        | —          | —     | —   | —        |
| 合計      | 859      | 871        | —     | 859 | 871      | 871      | 863        | —     | 871 | 863      |

## (1) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

| 項 目         | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|-------|-------|
| 貸 出 金 償 却 額 | —     | —     |

(注) 貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を計上していた債権については、償却額と引当金戻入額を相殺した残高を表示しています。

## 3. 有価証券に関する指標

## (1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

| 種 類         | 令和6年度   | 令和7年度   | 増 減      |
|-------------|---------|---------|----------|
| 国 債         | 306,145 | 271,599 | △ 34,546 |
| 地 方 債       | 31,193  | 28,102  | △ 3,091  |
| 金 融 債       | —       | 104     | 104      |
| 短 期 社 債     | 24,785  | 14,727  | △ 10,058 |
| 社 債         | 35,684  | 31,973  | △ 3,710  |
| 外 国 証 券     | 2,771   | 2,242   | △ 528    |
| 株 式         | 235     | 227     | △ 7      |
| そ の 他 の 証 券 | 27,174  | 25,919  | △ 1,255  |
| 合 計         | 427,990 | 374,895 | △ 53,094 |

## (2) 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

## (3) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

| 種 類         | 1 年以下  | 1 年超<br>3 年以下 | 3 年超<br>5 年以下 | 5 年超<br>7 年以下 | 7 年超<br>10 年以下 | 10 年超   | 期間の定め<br>のないもの | 合 計     |
|-------------|--------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------|----------------|---------|
| 令和6年度       |        |               |               |               |                |         |                |         |
| 国 債         | 20,677 | 15,316        | 1,040         | —             | 97             | 247,727 | —              | 284,859 |
| 地 方 債       | 1,295  | 604           | 96            | 3,948         | 16,489         | 5,136   | —              | 27,571  |
| 短 期 社 債     | 17,985 | —             | —             | —             | —              | —       | —              | 17,985  |
| 社 債         | 3,790  | 11,520        | 17,124        | 94            | —              | 87      | —              | 32,617  |
| 外 国 証 券     | —      | 99            | 1,426         | 1,788         | —              | —       | —              | 3,314   |
| 株 式         | —      | —             | —             | —             | —              | —       | 311            | 311     |
| そ の 他 の 証 券 | —      | —             | —             | —             | —              | —       | 38,650         | 38,650  |
| 令和7年度       |        |               |               |               |                |         |                |         |
| 国 債         | 13,090 | 2,033         | —             | —             | 379            | 208,193 | —              | 223,696 |
| 地 方 債       | —      | 697           | 2,948         | 6,863         | 11,010         | 3,334   | —              | 24,854  |
| 金 融 債       | 499    | —             | —             | —             | —              | —       | —              | 499     |
| 短 期 社 債     | 999    | —             | —             | —             | —              | —       | —              | 999     |
| 社 債         | 6,457  | 16,969        | 7,594         | —             | —              | 81      | —              | 31,103  |
| 外 国 証 券     | 99     | —             | —             | —             | —              | —       | —              | 99      |
| 株 式         | —      | —             | —             | —             | —              | —       | 402            | 402     |
| そ の 他 の 証 券 | —      | —             | —             | —             | —              | —       | 35,449         | 35,449  |

## 4. 有価証券の時価情報等

## (1) 有価証券の時価情報

## ① 売買目的有価証券

該当する取引残高はありません。

## ② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

|                    | 種 類 | 令和6年度    |         |          | 令和7年度    |         |          |
|--------------------|-----|----------|---------|----------|----------|---------|----------|
|                    |     | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差 額      | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差 額      |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 国債  | —        | —       | —        | —        | —       | —        |
|                    | 小 計 | —        | —       | —        | —        | —       | —        |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債  | 180,180  | 154,260 | △ 25,920 | 180,526  | 135,835 | △ 44,691 |
|                    | 小 計 | 180,180  | 154,260 | △ 25,920 | 180,526  | 135,835 | △ 44,691 |
| 合 計                |     | 180,180  | 154,260 | △ 25,920 | 180,526  | 135,835 | △ 44,691 |

## ③ その他有価証券

(単位：百万円)

|                      | 種 類    | 令和6年度    |         |          | 令和7年度    |         |          |
|----------------------|--------|----------|---------|----------|----------|---------|----------|
|                      |        | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差 額      | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差 額      |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式     | 234      | 106     | 128      | 281      | 126     | 155      |
|                      | 債券     | 35,997   | 35,791  | 205      | 13,090   | 13,068  | 22       |
|                      | 国債     | 34,997   | 34,791  | 205      | 13,090   | 13,068  | 22       |
|                      | 地方債    | —        | —       | —        | —        | —       | —        |
|                      | 短期社債   | 999      | 999     | 0        | —        | —       | —        |
|                      | 社債     | —        | —       | —        | —        | —       | —        |
|                      | その他    | 33,150   | 21,706  | 11,443   | 28,661   | 19,065  | 9,596    |
|                      | 外国証券   | 3,215    | 2,606   | 608      | —        | —       | —        |
|                      | その他の証券 | 29,935   | 19,099  | 10,835   | 28,661   | 19,065  | 9,596    |
|                      | 小 計    | 69,382   | 57,604  | 11,778   | 42,034   | 32,259  | 9,774    |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式     | 77       | 84      | △ 7      | 121      | 131     | △ 10     |
|                      | 債券     | 146,855  | 165,274 | △ 18,418 | 87,036   | 100,697 | △ 13,661 |
|                      | 国債     | 69,681   | 86,025  | △ 16,344 | 30,079   | 40,683  | △ 10,604 |
|                      | 地方債    | 27,571   | 28,962  | △ 1,391  | 24,854   | 27,134  | △ 2,279  |
|                      | 短期社債   | 16,985   | 16,995  | △ 10     | 999      | 999     | △ 0      |
|                      | 社債     | 32,617   | 33,290  | △ 672    | 31,103   | 31,880  | △ 777    |
|                      | その他    | 9,521    | 10,174  | △ 653    | 7,899    | 8,277   | △ 377    |
|                      | 外国証券   | 99       | 100     | △ 0      | 599      | 600     | △ 0      |
|                      | その他の証券 | 9,422    | 10,074  | △ 652    | 7,300    | 7,677   | △ 376    |
|                      | 小 計    | 156,454  | 175,533 | △ 19,079 | 95,057   | 109,106 | △ 14,049 |
| 合 計                  |        | 225,836  | 233,138 | △ 7,301  | 137,091  | 141,366 | △ 4,275  |

(注) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。令和6年度および令和7年度において減損処理を行った有価証券はありません。

(2) 金銭の信託の時価情報

該当する取引残高はありません。

(3) デリバティブ取引等 (デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引残高はありません。

## IV 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位: %)

| 項 目       | 令和6年度 | 令和7年度 | 増 減    |
|-----------|-------|-------|--------|
| 総資産経常利益率  | 0.18  | 0.15  | △ 0.03 |
| 純資産経常利益率  | 3.68  | 2.98  | △ 0.69 |
| 総資産当期純利益率 | 0.15  | 0.13  | △ 0.02 |
| 純資産当期純利益率 | 3.11  | 2.55  | △ 0.56 |

- (注)
1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
  2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
  3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
  4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

| 区 分 |      | 令和6年度 | 令和7年度 | 増 減    |
|-----|------|-------|-------|--------|
| 貯貸率 | 期末   | 10.70 | 11.67 | 0.97   |
|     | 期中平均 | 10.37 | 11.01 | 0.68   |
| 貯証率 | 期末   | 31.89 | 25.53 | 0.64   |
|     | 期中平均 | 32.45 | 30.08 | △ 2.38 |

- (注)
1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
  2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
  3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
  4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

## V 自己資本の充実の状況（単体）

## 1. 自己資本の状況

## ◆自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取組んでおり、令和8年3月末における自己資本比率は、15.29%となりました。

## ◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

## 普通出資金

| 項 目               | 内 容                |
|-------------------|--------------------|
| 発行主体              | 滋賀県信用農業協同組合連合会     |
| 資金調達手段の種類         | 普通出資金              |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 125 億円（前年度 125 億円） |

## 後配出資金

| 項 目               | 内 容                |
|-------------------|--------------------|
| 発行主体              | 滋賀県信用農業協同組合連合会     |
| 資金調達手段の種類         | 後配出資金              |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 282 億円（前年度 282 億円） |

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクや市場リスク、オペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## (1) 単体自己資本の構成

(単位:百万円)

| 項 目                                                                                        | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| コア資本に係る基礎項目                                                                                |         |         |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額                                                                  | 75,953  | 76,555  |
| うち、出資金及び資本準備金の額                                                                            | 40,771  | 40,771  |
| うち、再評価積立金の額                                                                                | —       | —       |
| うち、利益剰余金の額                                                                                 | 36,645  | 37,147  |
| うち、外部流出予定額 (△)                                                                             | 1,463   | 1,363   |
| うち、上記以外に該当するものの額                                                                           | —       | —       |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                                                 | 3,334   | 3,395   |
| うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額                                                                 | 3,334   | 3,395   |
| うち、適格引当金コア資本算入額                                                                            | —       | —       |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                          | —       | —       |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ)                                                                          | 79,287  | 79,950  |
| コア資本に係る調整項目                                                                                |         |         |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額                                                   | 7       | 17      |
| うち、のれんに係るものの額                                                                              | —       | —       |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額                                                          | 7       | 17      |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額                                                                   | —       | —       |
| 適格引当金不足額                                                                                   | —       | —       |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                                                                     | —       | —       |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額                                                         | —       | —       |
| 前払年金費用の額                                                                                   | —       | —       |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額                                                            | —       | —       |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額                                                               | —       | —       |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額                                                                        | —       | —       |
| 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額                                                                      | —       | —       |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                                                        | —       | —       |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                                                      | —       | —       |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額                                                         | —       | —       |
| 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額                                                                      | —       | —       |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                                                        | —       | —       |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                                                      | —       | —       |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額                                                         | —       | —       |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ)                                                                          | 7       | 17      |
| 自己資本                                                                                       |         |         |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)                                                                     | 79,280  | 79,933  |
| リスク・アセット等                                                                                  |         |         |
| 信用リスク・アセットの額の合計額                                                                           | 507,772 | 515,186 |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△) | —       | —       |
| マーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額                                                           | —       | —       |
| 勘定間の振替分                                                                                    | —       | —       |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額                                                        | 7,382   | 7,313   |
| 資本フロア調整額                                                                                   | —       | —       |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)                                                                        | 515,155 | 522,500 |
| 自己資本比率                                                                                     |         |         |
| 自己資本比率 ((ハ) / (ニ))                                                                         | 15.38%  | 15.29%  |

(注) 1. 農協法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

|  |                                                                         | 令和6年度             |                |                       | 令和7年度             |                |                       |
|--|-------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------|-----------------------|-------------------|----------------|-----------------------|
|  |                                                                         | エクスポージャーの<br>期末残高 | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>b = a × 4% | エクスポージャーの<br>期末残高 | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>b = a × 4% |
|  | 現金                                                                      | 2,818             | —              | —                     | 2,432             | —              | —                     |
|  | 我が国の中央政府及び中央銀行向け                                                        | 301,491           | —              | —                     | 234,740           | —              | —                     |
|  | 外国の中央政府及び中央銀行向け                                                         | 2,618             | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | 国際決済銀行等向け                                                               | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | 我が国の地方公共団体向け                                                            | 34,714            | —              | —                     | 36,745            | —              | —                     |
|  | 外国の中央政府等以外の公共部門向け                                                       | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | 国際開発銀行向け                                                                | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | 地方公共団体金融機構向け                                                            | 1,802             | 180            | 7                     | 2,705             | 270            | 10                    |
|  | 我が国の政府関係機関向け                                                            | 1,200             | 120            | 4                     | 1,200             | 120            | 4                     |
|  | 地方三公社向け                                                                 | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け                                                | 905,123           | 182,401        | 7,296                 | 949,533           | 191,116        | 7,644                 |
|  | (うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け)                                                | 83,362            | 17,348         | 693                   | 84,124            | 17,824         | 712                   |
|  | カバード・ボンド向け                                                              | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)                                                     | 295,177           | 43,661         | 1,746                 | 251,479           | 38,209         | 1,528                 |
|  | (うち特定貸付債権向け)                                                            | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | 中堅中小企業等向けおよび個人向け                                                        | 6,448             | 5,318          | 212                   | 6,745             | 5,520          | 220                   |
|  | (うちトランザクター向け)                                                           | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | 不動産関連向け                                                                 | 474               | 201            | 8                     | 435               | 160            | 6                     |
|  | (うち自己居住用不動産等向け)                                                         | 244               | 45             | 1                     | 223               | 40             | 1                     |
|  | (うち賃貸用不動産向け)                                                            | 229               | 156            | 6                     | 212               | 120            | 4                     |
|  | (うち事業用不動産関連向け)                                                          | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | (うちその他不動産関連向け)                                                          | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | (うちADC向け)                                                               | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | 劣後債権及びその他資本性証券等                                                         | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)                                                  | 2                 | 4              | 0                     | 2                 | 3              | 0                     |
|  | 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞                                                | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | 取立未済手形                                                                  | 3                 | 0              | 0                     | 2                 | 0              | 0                     |
|  | 信用保証協会等による保証付                                                           | 100               | 10             | 0                     | 100               | 10             | 0                     |
|  | 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付                                                  | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | 株式等                                                                     | 1,643             | 1,643          | 65                    | 1,709             | 2,222          | 88                    |
|  | 上記以外                                                                    | 80,680            | 197,248        | 7,889                 | 80,665            | 197,161        | 7,886                 |
|  | (うち重要な出資のエクスポージャー)                                                      | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | (うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)                                          | 76,722            | 191,806        | 7,672                 | 76,722            | 191,806        | 7,672                 |
|  | (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)                                     | 989               | 2,473          | 98                    | 874               | 2,187          | 87                    |
|  | (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)    | —                 | —              | —                     | —                 | —              | —                     |
|  | (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)    | —                 | —              | —                     | 199               | 299            | 11                    |
|  | (うち上記以外のエクスポージャー)                                                       | 2,968             | 2,968          | 118                   | 2,869             | 2,869          | 114                   |

|                                         |                                                                 | 令和6年度                          |                |                        | 令和7年度                          |                |                        |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------|----------------|------------------------|--------------------------------|----------------|------------------------|
|                                         |                                                                 | エクスポージャーの<br>期末残高              | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>b = a × 4 % | エクスポージャーの<br>期末残高              | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>b = a × 4 % |
|                                         | 証券化                                                             | 706                            | 141            | 5                      | 520                            | 104            | 4                      |
|                                         | （うちSTC要件適用分）                                                    | —                              | —              | —                      | —                              | —              | —                      |
|                                         | （うち短期STC要件適用分）                                                  | —                              | —              | —                      | —                              | —              | —                      |
|                                         | （うち不良債権証券化適用分）                                                  | —                              | —              | —                      | —                              | —              | —                      |
|                                         | （うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）                                           | 706                            | 141            | 5                      | 520                            | 104            | 4                      |
|                                         | 再証券化                                                            | —                              | —              | —                      | —                              | —              | —                      |
|                                         | リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                    | 115,248                        | 76,841         | 3,073                  | 108,576                        | 80,287         | 3,211                  |
|                                         | （うちリグスルー方式）                                                     | 115,248                        | 76,841         | 3,073                  | 108,576                        | 80,287         | 3,211                  |
|                                         | （うちマンドート方式）                                                     | —                              | —              | —                      | —                              | —              | —                      |
|                                         | （うち蓋然性方式 250%）                                                  | —                              | —              | —                      | —                              | —              | —                      |
|                                         | （うち蓋然性方式 400%）                                                  | —                              | —              | —                      | —                              | —              | —                      |
|                                         | （うちフォールバック方式）                                                   | —                              | —              | —                      | —                              | —              | —                      |
|                                         | 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△） | —                              | —              | —                      | —                              | —              | —                      |
|                                         | 標準的手法を適用するエクスポージャー計                                             | 1,750,254                      | 507,772        | 20,310                 | 1,677,596                      | 515,186        | 20,607                 |
| CVAリスク相当額 ÷ 8 %（簡便法）                    |                                                                 | —                              | —              | —                      | —                              | —              | —                      |
| 中央清算機関関連エクスポージャー                        |                                                                 | —                              | —              | —                      | —                              | —              | —                      |
| 合計（信用リスク・アセットの額）                        |                                                                 | 1,750,254                      | 507,772        | 20,310                 | 1,677,596                      | 515,186        | 20,607                 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<br>< 標準的計測手法 > |                                                                 | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a |                | 所要自己資本額<br>b = a × 4 % | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a |                | 所要自己資本額<br>b = a × 4 % |
|                                         |                                                                 | 7,382                          |                | 295                    | 7,313                          |                | 292                    |
| 所要自己資本額                                 |                                                                 | リスク・アセット等（分母）計<br>a            |                | 所要自己資本額<br>b = a × 4 % | リスク・アセット等（分母）計<br>a            |                | 所要自己資本額<br>b = a × 4 % |
|                                         |                                                                 | 515,155                        |                | 20,606                 | 522,500                        |                | 20,900                 |

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：百万円）

|                               | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------------------------|-------|-------|
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 7,382 | 7,313 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額      | 295   | 292   |
| B I                           | 4,921 | 4,875 |
| B I C                         | 590   | 585   |

- （注） 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

## 2. 信用リスクに関する事項

### ◆リスク管理の方針及び手続の概要

○信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し金融機関が損失を被るリスクのことです。当会では信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、理事会で定めた「信用リスクマネジメント要領」等により適切に管理しています。

#### (1)信用リスク管理の概要

信用リスク取引については業種分散・大口集中排除等に配慮することによってリスクをコントロールしながらリスクに見合った適正な収益を確保するという基本戦略のもと、具体的な管理方針、社債等の取得基準、与信限度額等をリスク管理委員会で協議のうえ理事会等において決定しています。

また、月単位で開催するリスク管理委員会において格付別・業種別の与信状況、各種設定シーリングに関する状況、信用リスク量等を確認するとともに問題があれば対処を審議するなどの十全なリスクマネジメントを行い、協議内容や与信状況等について四半期ごとに理事会及び経営管理委員会に報告する体制をとっています。

#### (2)与信審査

貸出与信審査については、フロントセクションから独立した審査担当部署を設置し連携・牽制を図りながら審査を行っています。審査にあたっては与信先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、内部信用格付に基づく与信限度や担保評価基準などの基準を設けて厳格な与信判定を行っています。また、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

さらに、与信先の信用状況のモニタリングや内部信用格付の見直し審査、自己査定により資産の健全性の維持・向上を図っています。

○当会における貸倒引当金の計上は、自己査定結果を踏まえ、「資産の償却・引当要領」に基づき適正な計上を行っています。

貸倒引当金は、債務者区分毎に、将来の損失額を合理的に見積り、毎期洗替方式により計上しています。

#### (1)一般貸倒引当金

正常先、その他要注意先、要管理先に対する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

## (2)個別貸倒引当金

破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、損失が見込まれるⅢ分類額に対して個別に貸倒引当金を計上しています。

なお、破綻懸念先については、キャッシュフローを見積もる方法により貸倒引当金を計上します。

## ◆標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (1)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適 格 格 付 機 関                      |
|----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター（R&I）              |
| 株式会社日本格付研究所（JCR）                 |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） |
| S&P グローバル・レーティング（S&P）            |
| フィッチ・レーティングス・リミテッド（Fitch）        |

- (2)リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

| エクスポージャー                  | 適 格 格 付 機 関              | カントリー・リスク・スコア |
|---------------------------|--------------------------|---------------|
| 中央政府および中央銀行               |                          | 日 本 貿 易 保 険   |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー |                          | 日 本 貿 易 保 険   |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー          | R&I,JCR,Moodys,S&P,Fitch |               |
| 金融機関向けエクスポージャー            | R&I,JCR,Moodys,S&P,Fitch |               |
| 法人等向けエクスポージャー             | R&I,JCR,Moodys,S&P,Fitch |               |

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別) および  
延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

|          |                | 令和6年度                |            |          |                    |                    | 令和7年度                |            |          |                    |                    |
|----------|----------------|----------------------|------------|----------|--------------------|--------------------|----------------------|------------|----------|--------------------|--------------------|
|          |                | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 |            |          |                    | 延滞エク<br>スポー<br>ジャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 |            |          |                    | 延滞エク<br>スポー<br>ジャー |
|          |                |                      | うち<br>貸出金等 | うち<br>債券 | うち<br>店頭デリ<br>バティブ |                    |                      | うち<br>貸出金等 | うち<br>債券 | うち<br>店頭デリ<br>バティブ |                    |
| 国        | 内              | 1,631,580            | 381,658    | 381,857  | -                  | 2                  | 1,568,399            | 364,955    | 295,325  | -                  | 2                  |
| 国        | 外              | 2,719                | -          | 2,719    | -                  | -                  | 100                  | -          | 100      | -                  | -                  |
| 地域別残高計   |                | 1,634,299            | 381,658    | 384,577  | -                  | 2                  | 1,568,499            | 364,955    | 295,425  | -                  | 2                  |
| 業        | 法 農 業          | 312                  | 312        | -        | -                  | 2                  | 309                  | 309        | -        | -                  | 2                  |
|          | 人 林 業          | -                    | -          | -        | -                  | -                  | -                    | -          | -        | -                  | -                  |
|          | 水 産 業          | -                    | -          | -        | -                  | -                  | -                    | -          | -        | -                  | -                  |
|          | 製 造 業          | 32,402               | 12,992     | 19,314   | -                  | -                  | 27,217               | 12,310     | 14,809   | -                  | -                  |
|          | 鉱 業            | -                    | -          | -        | -                  | -                  | -                    | -          | -        | -                  | -                  |
|          | 建設・不動産業        | 9,365                | 5,945      | 3,402    | -                  | -                  | 11,522               | 8,299      | 3,200    | -                  | -                  |
|          | 電気・ガス・熱供給・水道業  | 3,005                | 1,802      | 1,202    | -                  | -                  | 3,404                | 2,201      | 1,202    | -                  | -                  |
|          | 運輸・通信業         | 7,694                | 3,948      | 3,706    | -                  | -                  | 6,149                | 3,084      | 3,004    | -                  | -                  |
|          | 金融・保険業         | 1,215,159            | 340,396    | 15,102   | -                  | -                  | 1,223,980            | 319,339    | 4,405    | -                  | -                  |
|          | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 18,741               | 9,962      | 8,705    | -                  | -                  | 16,285               | 9,296      | 6,905    | -                  | -                  |
|          | 日本国政府・地方公共団体   | 338,824              | 5,681      | 333,142  | -                  | -                  | 271,486              | 9,544      | 261,898  | -                  | -                  |
|          | 上記以外           | 1,400                | -          | -        | -                  | -                  | 1,398                | -          | -        | -                  | -                  |
| 個人       |                | 615                  | 615        | -        | -                  | 0                  | 569                  | 569        | -        | -                  | -                  |
| その他      |                | 6,776                | -          | -        | -                  | -                  | 6,176                | -          | -        | -                  | -                  |
| 業種別残高計   |                | 1,634,299            | 381,658    | 384,577  | -                  | 2                  | 1,568,499            | 364,955    | 295,425  | -                  | 2                  |
| 残        | 1年以下           | 1,159,830            | 330,659    | 43,721   | -                  |                    | 1,152,061            | 304,786    | 21,236   | -                  |                    |
|          | 1年超3年以下        | 36,301               | 8,585      | 27,716   | -                  |                    | 38,708               | 18,507     | 20,200   | -                  |                    |
|          | 3年超5年以下        | 44,662               | 24,783     | 19,879   | -                  |                    | 29,380               | 18,369     | 11,011   | -                  |                    |
|          | 5年超7年以下        | 9,561                | 3,890      | 5,671    | -                  |                    | 13,668               | 6,202      | 7,466    | -                  |                    |
|          | 7年超10年以下       | 24,651               | 7,208      | 17,442   | -                  |                    | 25,279               | 12,875     | 12,404   | -                  |                    |
|          | 10年超           | 274,178              | 4,032      | 270,145  | -                  |                    | 226,735              | 3,629      | 223,105  | -                  |                    |
|          | 期限の定めのないもの     | 85,113               | 2,498      | -        | -                  |                    | 82,664               | 584        | -        | -                  |                    |
| 残存期間別残高計 |                | 1,634,299            | 381,658    | 384,577  | -                  |                    | 1,568,499            | 364,955    | 295,425  | -                  |                    |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

## (2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

## a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

|         | 令和6年度    |            |       |     |          | 令和7年度    |            |       |     |          |
|---------|----------|------------|-------|-----|----------|----------|------------|-------|-----|----------|
|         | 期首<br>残高 | 期 中<br>増加額 | 期中減少額 |     | 期末<br>残高 | 期首<br>残高 | 期 中<br>増加額 | 期中減少額 |     | 期末<br>残高 |
|         |          |            | 目的使用  | その他 |          |          |            | 目的使用  | その他 |          |
| 一般貸倒引当金 | 859      | 871        | －     | 859 | 871      | 871      | 863        | －     | 871 | 863      |
| 個別貸倒引当金 | －        | －          | －     | －   | －        | －        | －          | －     | －   | －        |

## b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

|         |                | 令和6年度    |            |       |   |          |           | 令和7年度    |            |       |   |          |           |
|---------|----------------|----------|------------|-------|---|----------|-----------|----------|------------|-------|---|----------|-----------|
|         |                | 個別貸倒引当金  |            |       |   |          | 貸出金<br>償却 | 個別貸倒引当金  |            |       |   |          | 貸出金<br>償却 |
|         |                | 期首<br>残高 | 期 中<br>増加額 | 期中減少額 |   | 期末<br>残高 |           | 期首<br>残高 | 期 中<br>増加額 | 期中減少額 |   | 期末<br>残高 |           |
| 法人      | 農 業            | －        | －          | －     | － | －        | －         | －        | －          | －     | － | －        | －         |
|         | 林 業            | －        | －          | －     | － | －        | －         | －        | －          | －     | － | －        | －         |
|         | 水 産 業          | －        | －          | －     | － | －        | －         | －        | －          | －     | － | －        | －         |
|         | 製 造 業          | －        | －          | －     | － | －        | －         | －        | －          | －     | － | －        | －         |
|         | 鉱 業            | －        | －          | －     | － | －        | －         | －        | －          | －     | － | －        | －         |
|         | 建設・不動産業        | －        | －          | －     | － | －        | －         | －        | －          | －     | － | －        | －         |
|         | 電気・ガス・熱供給・水道業  | －        | －          | －     | － | －        | －         | －        | －          | －     | － | －        | －         |
|         | 運輸・通信業         | －        | －          | －     | － | －        | －         | －        | －          | －     | － | －        | －         |
|         | 金融・保険業         | －        | －          | －     | － | －        | －         | －        | －          | －     | － | －        | －         |
|         | 卸売・小売・飲食・サービス業 | －        | －          | －     | － | －        | －         | －        | －          | －     | － | －        | －         |
|         | 上記以外           | －        | －          | －     | － | －        | －         | －        | －          | －     | － | －        | －         |
| 個人      |                | －        | －          | －     | － | －        | －         | －        | －          | －     | － | －        | －         |
| 業 種 別 計 |                | －        | －          | －     | － | －        | －         | －        | －          | －     | － | －        | －         |

- (注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。  
2. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(3)信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:百万円)

| 項 目                                                                     | リスク・<br>ウェイト<br>(%) | 令和6年度                |                     |                     |                     |                               |                     | 令和7年度                |                     |                     |                     |                               |                     |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|---------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|---------------------|
|                                                                         |                     | CCF・信用リスク削減<br>効果適用前 |                     | CCF・信用リスク削減効果適用後    |                     | リスク・<br>ウェイトの<br>加重平均値<br>(%) | F<br>(=E/<br>(C+D)) | CCF・信用リスク削減<br>効果適用前 |                     | CCF・信用リスク削減効果適用後    |                     | リスク・<br>ウェイトの<br>加重平均値<br>(%) | F<br>(=E/<br>(C+D)) |
|                                                                         |                     | オン・<br>バランス<br>資産項目  | オフ・<br>バランス<br>資産項目 | オン・<br>バランス<br>資産項目 | オフ・<br>バランス<br>資産項目 |                               |                     | オン・<br>バランス<br>資産項目  | オフ・<br>バランス<br>資産項目 | オン・<br>バランス<br>資産項目 | オフ・<br>バランス<br>資産項目 |                               |                     |
|                                                                         |                     | A                    | B                   | C                   | D                   | E                             |                     | A                    | B                   | C                   | D                   | E                             |                     |
| 現金                                                                      | 0                   | 2,818                | -                   | 2,818               | -                   | -                             | 0                   | 2,432                | -                   | 2,432               | -                   | -                             | 0                   |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け                                                        | 0                   | 301,491              | -                   | 301,491             | -                   | -                             | 0                   | 234,740              | -                   | 234,740             | -                   | -                             | 0                   |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け                                                         | 0～150               | 2,618                | -                   | 2,618               | -                   | -                             | 0                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 国際決済銀行等向け                                                               | 0                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 我が国の地方公共団体向け                                                            | 0                   | 34,714               | -                   | 34,714              | -                   | -                             | 0                   | 36,745               | -                   | 36,745              | -                   | -                             | 0                   |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け                                                       | 20～150              | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 国際開発銀行向け                                                                | 0～150               | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 地方公共団体金融機構向け                                                            | 10～20               | 1,802                | -                   | 1,802               | -                   | 180                           | 10                  | 2,705                | -                   | 2,705               | -                   | 270                           | 10                  |
| 我が国の政府関係機関向け                                                            | 10～20               | 1,200                | -                   | 1,200               | -                   | 120                           | 10                  | 1,200                | -                   | 1,200               | -                   | 120                           | 10                  |
| 地方三公社向け                                                                 | 20                  | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け                                                | 20～150              | 894,320              | 10,802              | 894,320             | 10,802              | 182,401                       | 20                  | 938,021              | 11,511              | 938,021             | 11,511              | 191,116                       | 20                  |
| 〔うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け〕                                                 | 20～150              | 75,059               | 8,303               | 75,059              | 8,303               | 17,348                        | 21                  | 73,198               | 10,926              | 73,198              | 10,926              | 17,824                        | 21                  |
| カバード・ボンド向け                                                              | 10～100              | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)                                                     | 20～150              | 111,309              | 183,867             | 111,309             | 183,867             | 43,661                        | 15                  | 90,939               | 160,539             | 90,939              | 160,539             | 38,209                        | 15                  |
| 〔うち特定貸付債権向け〕                                                            | 20～150              | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け                                                         | 45～100              | 6,097                | 367                 | 5,950               | 351                 | 5,318                         | 84                  | 6,414                | 330                 | 6,207               | 330                 | 5,520                         | 84                  |
| 〔うちトラザクター向け〕                                                            | 45                  | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 不動産関連向け                                                                 | 20～150              | 474                  | -                   | 474                 | -                   | 201                           | 43                  | 435                  | -                   | 435                 | -                   | 160                           | 37                  |
| 〔うち自己居住用不動産等向け〕                                                         | 20～75               | 244                  | -                   | 244                 | -                   | 45                            | 18                  | 223                  | -                   | 223                 | -                   | 40                            | 18                  |
| 〔うち賃貸用不動産向け〕                                                            | 30～150              | 229                  | -                   | 229                 | -                   | 156                           | 68                  | 212                  | -                   | 212                 | -                   | 120                           | 57                  |
| 〔うち事業用不動産関連向け〕                                                          | 70～150              | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 〔うちその他不動産関連向け〕                                                          | 60                  | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 〔うちADC向け〕                                                               | 100～150             | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 劣後債権及びその他資本性証券等                                                         | 150                 | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)                                                  | 50～150              | -                    | 2                   | -                   | 2                   | 4                             | 150                 | -                    | 2                   | -                   | 2                   | 3                             | 150                 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞                                                | 100                 | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 取立未済手形                                                                  | 20                  | 3                    | -                   | 3                   | -                   | 0                             | 20                  | 2                    | -                   | 2                   | -                   | 0                             | 0                   |
| 信用保証協会等による保証付                                                           | 0～10                | 100                  | -                   | 100                 | -                   | 10                            | 10                  | 100                  | -                   | 100                 | -                   | 10                            | 10                  |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付                                                  | 10                  | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 株式等                                                                     | 250～400             | 1,643                | -                   | 1,643               | -                   | 1,643                         | 100                 | 1,709                | -                   | 1,709               | -                   | 2,222                         | 130                 |
| 上記以外                                                                    | 100～1250            | 80,680               | -                   | 80,680              | -                   | 197,248                       | 244                 | 80,665               | -                   | 80,665              | -                   | 197,161                       | 244                 |
| 〔うち重要な出資のエクスポージャー〕                                                      | 1250                | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 〔うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー〕 | 250～400             | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 〔うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー〕                                          | 250                 | 76,722               | -                   | 76,722              | -                   | 191,806                       | 250                 | 76,722               | -                   | 76,722              | -                   | 191,806                       | 250                 |
| 〔うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー〕                                     | 250                 | 989                  | -                   | 989                 | -                   | 2,473                         | 250                 | 874                  | -                   | 874                 | -                   | 2,187                         | 250                 |
| 〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー〕    | 250                 | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー〕    | 150                 | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | 199                  | -                   | 199                 | -                   | 299                           | 150                 |
| 〔うち右記以外のエクスポージャー〕                                                       | 100                 | 2,968                | -                   | 2,968               | -                   | 2,968                         | 100                 | 2,869                | -                   | 2,869               | -                   | 2,869                         | 100                 |
| 証券化                                                                     | -                   | 706                  | -                   | 706                 | -                   | 141                           | 20                  | 520                  | -                   | 520                 | -                   | 104                           | 20                  |
| 〔うちSTC要件適用分〕                                                            | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 〔うち短期STC要件適用分〕                                                          | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 〔うち不良債権証券化適用分〕                                                          | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 〔うちSTC・不良債権証券化適用対象外分〕                                                   | -                   | 706                  | -                   | 706                 | -                   | 141                           | 20                  | 520                  | -                   | 520                 | -                   | 104                           | 20                  |
| 再証券化                                                                    | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                            | -                   | 115,248              | -                   | 115,248             | -                   | 76,841                        | 67                  | 108,576              | -                   | 108,576             | -                   | 80,287                        | 74                  |
| 未決済取引                                                                   | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)         | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | -                             | -                   |
| 合計(信用リスク・アセットの額)                                                        | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | 507,772                       | -                   | -                    | -                   | -                   | -                   | 515,186                       | -                   |

## (4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

(単位：百万円)

| 項 目                      | 信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後） |        |        |         |        |        |         |        |         |         |     |     |     |
|--------------------------|------------------------------------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|-----|-----|-----|
|                          | 0%                                 | 20%    | 50%    | 100%    | 150%   | その他    | 合計      |        |         |         |     |     |     |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け         | 301,491                            | —      | —      | —       | —      | —      | 301,491 |        |         |         |     |     |     |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け          | 2,618                              | —      | —      | —       | —      | —      | 2,618   |        |         |         |     |     |     |
| 国際決済銀行等向け                | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       |        |         |         |     |     |     |
|                          | 0%                                 | 10%    | 20%    | 50%     | 100%   | 150%   | その他     | 合計     |         |         |     |     |     |
| 我が国の地方公共団体向け             | 34,714                             | —      | —      | —       | —      | —      | —       | 34,714 |         |         |     |     |     |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け        | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       | —      |         |         |     |     |     |
| 地方公共団体金融機構向け             | —                                  | 1,802  | —      | —       | —      | —      | —       | 1,802  |         |         |     |     |     |
| 我が国の政府関係機関向け             | —                                  | 1,200  | —      | —       | —      | —      | —       | 1,200  |         |         |     |     |     |
| 地方三公社向け                  | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       | —      |         |         |     |     |     |
|                          | 0%                                 | 20%    | 30%    | 50%     | 100%   | 150%   | その他     | 合計     |         |         |     |     |     |
| 国際開発銀行向け                 | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       | —      |         |         |     |     |     |
|                          | 20%                                | 30%    | 40%    | 50%     | 75%    | 100%   | 150%    | その他    | 合計      |         |     |     |     |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 890,957                            | 13,865 | —      | 100     | —      | —      | —       | 200    | 905,123 |         |     |     |     |
| （うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け） | 76,805                             | 6,456  | —      | 100     | —      | —      | —       | —      | 83,362  |         |     |     |     |
|                          | 10%                                | 15%    | 20%    | 25%     | 35%    | 50%    | 100%    | その他    | 合計      |         |     |     |     |
| カバード・ボンド向け               | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       | —      | —       |         |     |     |     |
|                          | 20%                                | 50%    | 75%    | 80%     | 85%    | 100%   | 130%    | 150%   | その他     | 合計      |     |     |     |
| 法人等向け<br>（特定貸付債権向けを含む。）  | 46,012                             | 60,513 | 3,276  | —       | —      | 1,506  | —       | —      | 183,867 | 295,177 |     |     |     |
| （うち特定貸付債権向け）             | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       | —      | —       | —       |     |     |     |
|                          | 100%                               | 150%   | 250%   | 400%    | その他    | 合計     |         |        |         |         |     |     |     |
| 劣後債権及びその他資本性証券等          | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      |         |        |         |         |     |     |     |
| 株式等                      | —                                  | —      | 1,643  | —       | —      | 1,643  |         |        |         |         |     |     |     |
|                          | 45%                                | 75%    | 100%   | その他     | 合計     |        |         |        |         |         |     |     |     |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け          | —                                  | 59     | 94     | 6,147   | 6,301  |        |         |        |         |         |     |     |     |
| （うちトランザクター向け）            | —                                  | —      | —      | —       | —      |        |         |        |         |         |     |     |     |
|                          | 20%                                | 25%    | 30%    | 31.25%  | 35%    | 37.50% | 40%     | 50%    | 62.50%  | 70%     | 75% | その他 | 合計  |
| 不動産関連向け<br>うち自己居住用不動産等向け | 56                                 | 67     | 13     | —       | —      | —      | —       | —      | —       | —       | 1   | 105 | 244 |
|                          | 30%                                | 35%    | 43.75% | 45%     | 56.25% | 60%    | 75%     | 93.75% | 105%    | 150%    | その他 | 合計  |     |
| 不動産関連向け<br>うち賃貸用不動産向け    | 35                                 | —      | —      | —       | —      | —      | 194     | —      | —       | —       | —   | 229 |     |
|                          | 70%                                | 90%    | 110%   | 112.50% | 150%   | その他    | 合計      |        |         |         |     |     |     |
| 不動産関連向け<br>うち事業用不動産関連向け  | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       |        |         |         |     |     |     |
|                          | 60%                                | その他    | 合計     |         |        |        |         |        |         |         |     |     |     |
| 不動産関連向け<br>うちその他不動産関連向け  | —                                  | —      | —      |         |        |        |         |        |         |         |     |     |     |
|                          | 100%                               | 150%   | その他    | 合計      |        |        |         |        |         |         |     |     |     |
| 不動産関連向け<br>うちＡＤＣ向け       | —                                  | —      | —      | —       |        |        |         |        |         |         |     |     |     |
|                          | 50%                                | 100%   | 150%   | その他     | 合計     |        |         |        |         |         |     |     |     |
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）   | —                                  | —      | 2      | —       | 2      |        |         |        |         |         |     |     |     |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | —                                  | —      | —      | —       | —      |        |         |        |         |         |     |     |     |
|                          | 0%                                 | 10%    | 20%    | 100%    | その他    | 合計     |         |        |         |         |     |     |     |
| 現金                       | 2,818                              | —      | —      | —       | —      | 2,818  |         |        |         |         |     |     |     |
| 取立未済手形                   | —                                  | —      | 3      | —       | —      | 3      |         |        |         |         |     |     |     |
| 信用保証協会等による保証付            | —                                  | 100    | —      | —       | —      | 100    |         |        |         |         |     |     |     |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付   | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      |         |        |         |         |     |     |     |

令和7年度

（単位：百万円）

| 項 目                      | 信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後） |        |        |         |        |        |         |        |         |         |       |     |     |
|--------------------------|------------------------------------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|-------|-----|-----|
|                          | 0%                                 | 20%    | 50%    | 100%    | 150%   | その他    | 合計      |        |         |         |       |     |     |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け         | 234,740                            | —      | —      | —       | —      | —      | 234,740 |        |         |         |       |     |     |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け          | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       |        |         |         |       |     |     |
| 国際決済銀行等向け                | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       |        |         |         |       |     |     |
|                          | 0%                                 | 10%    | 20%    | 50%     | 100%   | 150%   | その他     | 合計     |         |         |       |     |     |
| 我が国の地方公共団体向け             | 36,745                             | —      | —      | —       | —      | —      | —       | 36,745 |         |         |       |     |     |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け        | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       | —      |         |         |       |     |     |
| 地方公共団体金融機構向け             | —                                  | 2,705  | —      | —       | —      | —      | —       | 2,705  |         |         |       |     |     |
| 我が国の政府関係機関向け             | —                                  | 1,200  | —      | —       | —      | —      | 0       | 1,200  |         |         |       |     |     |
| 地方三公社向け                  | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       | —      |         |         |       |     |     |
|                          | 0%                                 | 20%    | 30%    | 50%     | 100%   | 150%   | その他     | 合計     |         |         |       |     |     |
| 国際開発銀行向け                 | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       | —      |         |         |       |     |     |
|                          | 20%                                | 30%    | 40%    | 50%     | 75%    | 100%   | 150%    | その他    | 合計      |         |       |     |     |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 937,635                            | 11,796 | —      | 100     | —      | —      | —       | 0      | 949,533 |         |       |     |     |
| （うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け） | 74,332                             | 9,691  | —      | 100     | —      | —      | —       | —      | 84,124  |         |       |     |     |
|                          | 10%                                | 15%    | 20%    | 25%     | 35%    | 50%    | 100%    | その他    | 合計      |         |       |     |     |
| カバード・ボンド向け               | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       | —      | —       |         |       |     |     |
|                          | 20%                                | 50%    | 75%    | 80%     | 85%    | 100%   | 130%    | 150%   | その他     | 合計      |       |     |     |
| 法人等向け<br>（特定貸付債権向けを含む。）  | 30,205                             | 55,252 | 3,763  | —       | —      | 1,717  | —       | —      | 160,539 | 251,479 |       |     |     |
| （うち特定貸付債権向け）             | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       | —      | —       | —       |       |     |     |
|                          | 100%                               | 150%   | 250%   | 400%    | その他    | 合計     |         |        |         |         |       |     |     |
| 劣後債権及びその他資本性証券等          | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      |         |        |         |         |       |     |     |
| 株式等                      | —                                  | —      | 1,709  | —       | —      | 1,709  |         |        |         |         |       |     |     |
|                          | 45%                                | 75%    | 100%   | その他     | 合計     |        |         |        |         |         |       |     |     |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け          | —                                  | 70     | 90     | 6,377   | 6,538  |        |         |        |         |         |       |     |     |
| （うちトランザクター向け）            | —                                  | —      | —      | —       | —      |        |         |        |         |         |       |     |     |
|                          | 20%                                | 25%    | 30%    | 31.25%  | 35%    | 37.50% | 40%     | 50%    | 62.50%  | 70%     | 75%   | その他 | 合計  |
| 不動産関連向け<br>うち自己居住用不動産等向け | 50                                 | 72     | —      | —       | —      | —      | —       | —      | —       | —       | 1     | 98  | 223 |
|                          | 30%                                | 35%    | 43.75% | 45%     | 56.25% | 60%    | 75%     | 93.75% | 105%    | 150%    | その他   | 合計  |     |
| 不動産関連向け<br>うち賃貸用不動産向け    | 24                                 | —      | —      | —       | —      | 188    | —       | —      | —       | —       | —     | 212 |     |
|                          | 70%                                | 90%    | 110%   | 112.50% | 150%   | その他    | 合計      |        |         |         |       |     |     |
| 不動産関連向け<br>うち事業用不動産関連向け  | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       |        |         |         |       |     |     |
|                          | 60%                                |        |        |         | その他    |        |         |        | 合計      |         |       |     |     |
| 不動産関連向け<br>うちその他不動産関連向け  | —                                  |        |        |         | —      |        |         |        | —       |         |       |     |     |
|                          | 100%                               |        |        | 150%    |        |        | その他     |        |         | 合計      |       |     |     |
| 不動産関連向け<br>うちＡＤＣ向け       | —                                  |        |        | —       |        |        | —       |        |         | —       |       |     |     |
|                          | 50%                                |        | 100%   |         | 150%   |        | その他     |        | 合計      |         |       |     |     |
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）   | —                                  |        | —      |         | 2      |        | —       |        | 2       |         |       |     |     |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | —                                  |        | —      |         | —      |        | —       |        | —       |         |       |     |     |
|                          | 0%                                 |        | 10%    |         | 20%    |        | 100%    |        | その他     |         | 合計    |     |     |
| 現金                       | 2,432                              |        | —      |         | —      |        | —       |        | —       |         | 2,432 |     |     |
| 取立未済手形                   | —                                  |        | —      |         | 2      |        | —       |        | —       |         | 2     |     |     |
| 信用保証協会等による保証付            | —                                  |        | 100    |         | —      |        | —       |        | —       |         | 100   |     |     |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付   | —                                  |        | —      |         | —      |        | —       |        | —       |         | —     |     |     |

(5) 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:百万円、%)

| リスク・ウェイト<br>区分 | 令和6年度                        |                 |                      |                                                     | 令和7年度                        |                 |                      |                                                     |
|----------------|------------------------------|-----------------|----------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------|-----------------|----------------------|-----------------------------------------------------|
|                | CCF・信用リスク削減効果<br>適用前エクスポージャー |                 | CCFの加重<br>平均値<br>(%) | 資産の額および<br>与信相当額の合<br>計額 (CCF・信<br>用リスク削減効<br>果適用後) | CCF・信用リスク削減効果<br>適用前エクスポージャー |                 | CCFの加重<br>平均値<br>(%) | 資産の額および<br>与信相当額の合<br>計額 (CCF・信<br>用リスク削減効<br>果適用後) |
|                | オン・バランス<br>資産項目              | オフ・バランス<br>資産項目 |                      |                                                     | オン・バランス<br>資産項目              | オフ・バランス<br>資産項目 |                      |                                                     |
| 40%未満          | 1,285,366                    | 194,670         | 100                  | 1,479,986                                           | 1,246,429                    | 172,051         | 100                  | 1,418,398                                           |
| 40%～70%        | 60,613                       | -               | -                    | 60,613                                              | 55,540                       | -               | -                    | 55,540                                              |
| 75%            | 3,473                        | 57              | 100                  | 3,531                                               | 3,765                        | 69              | 100                  | 3,834                                               |
| 80%            | -                            | -               | -                    | -                                                   | -                            | -               | -                    | -                                                   |
| 85%            | 5,951                        | 214             | 93                   | 6,055                                               | 6,245                        | 170             | 100                  | 6,293                                               |
| 90%～100%       | 1,506                        | 94              | 100                  | 1,601                                               | 1,717                        | 90              | 100                  | 1,808                                               |
| 105%～130%      | -                            | -               | -                    | -                                                   | -                            | -               | -                    | -                                                   |
| 150%           | -                            | 2               | 100                  | 2                                                   | -                            | 2               | 100                  | 2                                                   |
| 250%           | 1,643                        | -               | -                    | 1,643                                               | 1,709                        | -               | -                    | 1,709                                               |
| 400%           | -                            | -               | -                    | -                                                   | -                            | -               | -                    | -                                                   |
| 1250%          | -                            | -               | -                    | -                                                   | -                            | -               | -                    | -                                                   |
| その他            | 40                           | 0               | 100                  | 37                                                  | 40                           | 0               | 100                  | 37                                                  |
| 合 計            | 1,358,595                    | 195,039         | 100                  | 1,553,471                                           | 1,315,448                    | 172,384         | 100                  | 1,487,625                                           |

### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### ◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

##### ○信用リスク削減手法

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

##### (1)適格金融資産担保付取引

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

##### (2)保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

##### (3)貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

##### ○担保に関する評価及び管理方法

担保に関する評価及び管理方法は、当会が定める一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円、%)

|                          | 令和6年度        |     |                  | 令和7年度        |     |                  |
|--------------------------|--------------|-----|------------------|--------------|-----|------------------|
|                          | 適格金融<br>資産担保 | 保 証 | クレジット・<br>デリバティブ | 適格金融<br>資産担保 | 保 証 | クレジット・<br>デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け             | —            | —   | —                | —            | —   | —                |
| 我が国の政府関係機関向け             | —            | —   | —                | —            | —   | —                |
| 地方三公社向け                  | —            | —   | —                | —            | —   | —                |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 200          | —   | —                | —            | —   | —                |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）      | 183,221      | —   | —                | 160,536      | —   | —                |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け          | 54           | —   | —                | 51           | —   | —                |
| 自己居住用不動産等向け              | —            | 94  | —                | —            | 88  | —                |
| 賃貸用不動産向け                 | —            | —   | —                | —            | —   | —                |
| 事業用不動産関連向け               | —            | —   | —                | —            | —   | —                |
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）   | —            | —   | —                | —            | —   | —                |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | —            | —   | —                | —            | —   | —                |
| 証券化                      | —            | —   | —                | —            | —   | —                |
| 中央清算機関関連                 | —            | —   | —                | —            | —   | —                |
| 上記以外                     | —            | —   | —                | —            | —   | —                |
| 合 計                      | 183,475      | 94  | —                | 160,587      | 88  | —                |

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

#### 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

##### ◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び 手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引についての取引限度額を理事会において定め取引管理を行っています。

なお、長期決済期間取引については取引対象としておりません。

##### （1）派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

##### （2）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

##### （3）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

## 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

## ◆リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会は証券化案件を投資商品として位置づけ、「証券化案件に係る管理要領」に基づき、証券化案件にかかる市場環境の調査や、裏付資産及び構造上の特性の分析を行なったうえで、安全性・流動性を考慮し投資を行っています。

## ◆体制の整備及びその運用状況の概要

個別案件への投資については、リスク管理委員会で決定する「投資方針」に基づき、ミドル部門の二次審査を経たうえで、所定の権限者により決定することとしています。

また、投資後も全投資案件についてモニタリングを行い、定期的にはリスク管理委員会に報告しています。

## ◆信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

## ◆証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

## ◆証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適 格 格 付 機 関                      |
|----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター（R&I）              |
| 株式会社日本格付研究所（JCR）                 |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） |
| S&P グローバル・レーティング（S&P）            |
| フィッチ・レーティングス・リミテッド（Fitch）        |

## ◆内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

## (1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## (2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

## a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

|         |             | 令和6年度       |              | 令和7年度       |              |
|---------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
|         |             | 証券化エクスポージャー | 再証券化エクスポージャー | 証券化エクスポージャー | 再証券化エクスポージャー |
| オン・バランス | クレジットカード与信  | －           | －            | －           | －            |
|         | 住 宅 ロ ー ン   | －           | －            | －           | －            |
|         | 自 動 車 ロ ー ン | 706         | －            | 520         | －            |
|         | そ の 他       | －           | －            | －           | －            |
|         | 合 計         | 706         | －            | 520         | －            |
| オフ・バランス | クレジットカード与信  | －           | －            | －           | －            |
|         | 住 宅 ロ ー ン   | －           | －            | －           | －            |
|         | 自 動 車 ロ ー ン | －           | －            | －           | －            |
|         | そ の 他       | －           | －            | －           | －            |
|         | 合 計         | －           | －            | －           | －            |

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

令和6年度

（単位：百万円）

|         | 証券化エクスポージャー   |     |         | 再証券化エクスポージャー  |     |         |
|---------|---------------|-----|---------|---------------|-----|---------|
|         | リスク・ウェイト区分    | 残 高 | 所要自己資本額 | リスク・ウェイト区分    | 残 高 | 所要自己資本額 |
| オン・バランス | 0%～15%未満      | —   | —       | 0%～100%未満     | —   | —       |
|         | 15%～50%未満     | 706 | 5       | 100%～250%未満   | —   | —       |
|         | 50%～100%未満    | —   | —       | 250%～400%未満   | —   | —       |
|         | 100%～250%未満   | —   | —       | 400%～1,250%未満 | —   | —       |
|         | 250%～400%未満   | —   | —       | 1,250%        | —   | —       |
|         | 400%～1,250%未満 | —   | —       |               |     |         |
|         | 1,250%        | —   | —       |               |     |         |
|         | 合 計           | 706 | 5       | 合 計           | —   | —       |
| オフ・バランス | 0%～15%未満      | —   | —       | 0%～100%未満     | —   | —       |
|         | 15%～50%未満     | —   | —       | 100%～250%未満   | —   | —       |
|         | 50%～100%未満    | —   | —       | 250%～400%未満   | —   | —       |
|         | 100%～250%未満   | —   | —       | 400%～1,250%未満 | —   | —       |
|         | 250%～400%未満   | —   | —       | 1,250%        | —   | —       |
|         | 400%～1,250%未満 | —   | —       |               |     |         |
|         | 1,250%        | —   | —       |               |     |         |
|         | 合 計           | —   | —       | 合 計           | —   | —       |

令和7年度

（単位：百万円）

|         | 証券化エクスポージャー   |     |         | 再証券化エクスポージャー  |     |         |
|---------|---------------|-----|---------|---------------|-----|---------|
|         | リスク・ウェイト区分    | 残 高 | 所要自己資本額 | リスク・ウェイト区分    | 残 高 | 所要自己資本額 |
| オン・バランス | 0%～15%未満      | —   | —       | 0%～100%未満     | —   | —       |
|         | 15%～50%未満     | 520 | 4       | 100%～250%未満   | —   | —       |
|         | 50%～100%未満    | —   | —       | 250%～400%未満   | —   | —       |
|         | 100%～250%未満   | —   | —       | 400%～1,250%未満 | —   | —       |
|         | 250%～400%未満   | —   | —       | 1,250%        | —   | —       |
|         | 400%～1,250%未満 | —   | —       |               |     |         |
|         | 1,250%        | —   | —       |               |     |         |
|         | 合 計           | 520 | 4       | 合 計           | —   | —       |
| オフ・バランス | 0%～15%未満      | —   | —       | 0%～100%未満     | —   | —       |
|         | 15%～50%未満     | —   | —       | 100%～250%未満   | —   | —       |
|         | 50%～100%未満    | —   | —       | 250%～400%未満   | —   | —       |
|         | 100%～250%未満   | —   | —       | 400%～1,250%未満 | —   | —       |
|         | 250%～400%未満   | —   | —       | 1,250%        | —   | —       |
|         | 400%～1,250%未満 | —   | —       |               |     |         |
|         | 1,250%        | —   | —       |               |     |         |
|         | 合 計           | —   | —       | 合 計           | —   | —       |

（注）証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

c 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無

無

## 6. CVAリスクに関する事項

◆該当する取引はありません。

## 7. マーケット・リスクに関する事項

### ◆リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しております。

◆当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

## 8. オペレーショナル・リスクに関する事項

## ◆リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、金融業務を行う上でさらされているリスクのうち、収益発生を意図して能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）以外の受動的に発生する各種リスクをオペレーショナル・リスクとし、理事会で定めた「オペレーショナルリスクマネジメント要領」により管理しています。

具体的には、オペレーショナル・リスクを次の2分類に大別し管理しています。

## (1) リスクの発生そのものが統制活動の対象となるもの

業務戦略、組織体制やコンピュータシステム等の統制機能、経営方針や手続きの遵守、及び管理ミスや詐欺に関して発生するリスクで事務リスク、システムリスク等があります。当会では、これらのリスク対策として以下のようなマネジメントを行っています。

- ・各種規程・手続き等の遵守による適正な事務処理の実施
- ・不適正な事務処理のチェック、事故・不正等の未然防止を目的とした自主検査の毎月実施及び内部監査部署による定期的な内部監査の実施
- ・システム委託先等と連携、並びにコンティンジェンシープラン等に基づいた安全かつ安定したシステム管理の実施

## (2) リスク発生後の対応が統制活動の対象となるもの

外生的な事象から発生するリスクで風評リスク等があります。

これらのリスクが顕在化した場合についても、迅速・適確に対応等を行い当会が被る被害が最小限となるよう体制整備に努めています。

## ◆BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

## ◆ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき、「1」を使用しております。

## ◆オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

## ◆オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由を含む）

該当ありません。

## 9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

## ◆出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当会で保有する出資等または株式等エクスポージャーは、貸借対照表上のその他有価証券として区分される株式及び、外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

## (1) その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については中長期的な運用目的で保有するものであり、他の有価証券と同様、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めるなど、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。

## (2) 外部出資勘定の株式又は出資

当会の業務と関連を有している法人若しくは団体について取得しており、取引先の財務状況について年度毎に確認を行っています。

## (1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

|     | 令和6年度    |        | 令和7年度    |        |
|-----|----------|--------|----------|--------|
|     | 貸借対照表計上額 | 時価評価額  | 貸借対照表計上額 | 時価評価額  |
| 上場  | 311      | 311    | 402      | 402    |
| 非上場 | 75,644   | 75,644 | 75,643   | 75,643 |
| 合計  | 75,956   | 75,956 | 76,045   | 76,045 |

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## (2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

| 令和6年度 |     |     | 令和7年度 |     |     |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 売却益   | 売却損 | 償却額 | 売却益   | 売却損 | 償却額 |
| 32    | —   | —   | 38    | —   | —   |

## (3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

| 令和6年度 |     | 令和7年度 |     |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益   | 評価損 | 評価益   | 評価損 |
| 128   | 7   | 155   | 10  |

## (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

| 令和6年度 |     | 令和7年度 |     |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益   | 評価損 | 評価益   | 評価損 |
| —     | —   | —     | —   |

## 10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

|                               | 令和6年度   | 令和7年度   |
|-------------------------------|---------|---------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー         | 115,248 | 108,576 |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー          | —       | —       |
| 蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー      | —       | —       |
| 蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー      | —       | —       |
| フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー | —       | —       |

## 11. 金利リスクに関する事項

## ◆リスク管理の方針及び手続の概要

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことを市場リスクといいますが、主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利の変動に伴い損失を被るリスクで資産（貸出金、有価証券等）と負債（貯金等）の金利改定又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

当会は、次のような市場リスクマネジメント手法等を通じて適正なリスク管理に努めています。

## (1) リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（I R R B B）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

## (2) リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、収支シミュレーションをベースとした資金収支レベルおよび金利変動等による資金収支変化の把握を行うとともに、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するI R R B Bの比率の管理などを行いリスクが過大とならないよう努めています。

## (3) 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準として月次でV a R法により計測しています。また、四半期末を基準日として、四半期ごとにI R R B Bを計測しています。

## ◆金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、分散共分散法によるV a R（信頼区間 99.0%、保有期間 1 ヶ月）による計測を毎月行っています。

また、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

## (1)流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は約 0.003 年となっています。

## (2)流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

## (3)流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

## (4)固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮していません。

## (5)複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

## (6)スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

(7)内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重要な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

## (8)前事業年度末の開示からの変動に関する説明

$\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、主にデュレーションの短期化、金利感応度の低下、超長期債の一部売却によるものです。また、現金担保レポ取引を $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ の計測対象として追加しました。

## (9)計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

## ◆△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

## (1)金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

## (2)金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

## 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB 1：金利リスク |           |        |        |        |       |
|---------------|-----------|--------|--------|--------|-------|
| 項番            |           | イ      | ロ      | ハ      | ニ     |
|               |           | △EVE   |        | △NII   |       |
|               |           | 前期末    | 当期末    | 前期末    | 当期末   |
| 1             | 上方パラレルシフト | 38,528 | 27,667 | 1,531  | 2,843 |
| 2             | 下方パラレルシフト | 0      | 0      | 0      | 0     |
| 3             | スティープ化    | 32,358 | 23,113 |        |       |
| 4             | フラット化     |        |        |        |       |
| 5             | 短期金利上昇    |        |        |        |       |
| 6             | 短期金利低下    |        |        |        |       |
| 7             | 最大値       | 38,528 | 27,667 | 1,531  | 2,843 |
|               |           | ホ      |        | ヘ      |       |
|               |           | 前期末    |        | 当期末    |       |
| 8             | 自己資本の額    | 79,280 |        | 79,933 |       |

- (注)
- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
  - 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
  - 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  - 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
  - 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  - 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  - 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  - 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## VI 役員等の報酬体系

## ◆役員

## (1)対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

## (2)役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

|                  | 支給総額（注 2） |       |
|------------------|-----------|-------|
|                  | 基本報酬      | 退職慰労金 |
| 対象役員（注 1）に対する報酬等 | 81        | 23    |

（注 1）対象役員は、経営管理委員 6 名、理事 4 名、監事 3 名です。

（注 2）退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等は含まれていません。

## (3)対象役員の報酬等の決定等

## ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議委員会（会員代表者および員外の学識経験者から選出された委員 6 人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

## ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役職に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

#### ◆職員等

##### ○対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、令和7年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 令和7年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

#### ◆その他

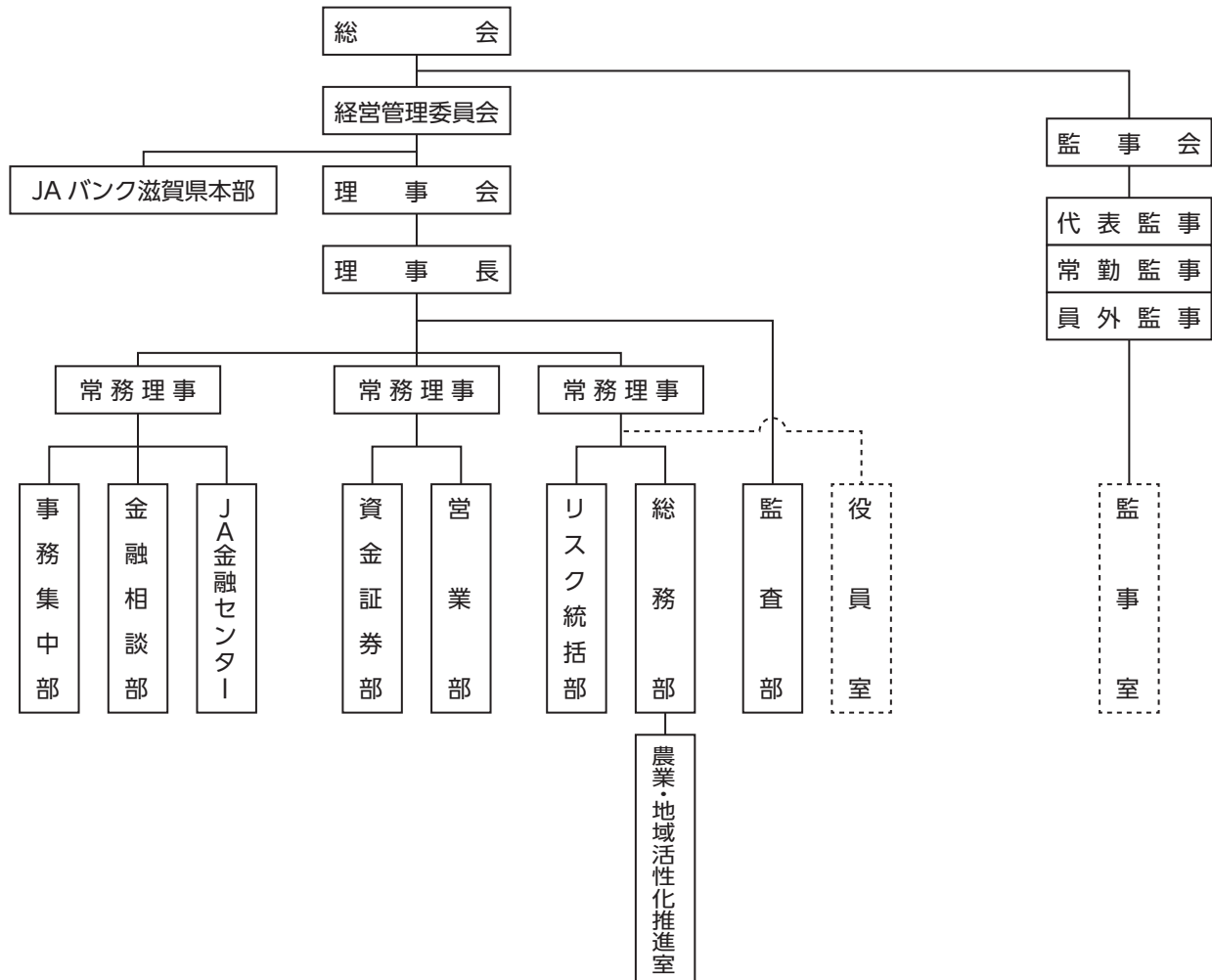
当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり、過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

# 信連の概要

|     |               |     |
|-----|---------------|-----|
| I   | 機構図           | 111 |
| II  | 役員構成（役員一覧）    | 111 |
| III | 会計監査人の名称      | 112 |
| IV  | 特定信用事業代理業者の状況 | 112 |
| V   | 沿革・あゆみ        | 112 |
| VI  | 店舗等のご案内       | 113 |

## I 機構図

(令和8年7月現在)



## II 役員構成 (役員一覧)

(令和8年7月現在)

### 経営管理委員

| 役 職 名       | 氏 名   |
|-------------|-------|
| 経営管理委員会会長   | 福島 孝夫 |
| 経営管理委員会副会長  | 池村 正  |
| 経 営 管 理 委 員 | 竹村 敬三 |
| 経 営 管 理 委 員 | 佐野 宗二 |
| 経 営 管 理 委 員 | 大林 茂松 |
| 経 営 管 理 委 員 | 宮尾 和孝 |

### 理 事

| 役 職 名         | 氏 名   |
|---------------|-------|
| 代 表 理 事 理 事 長 | 川崎 宏  |
| 代 表 理 事 常 務   | 奥野 忠  |
| 常 務 理 事       | 松宮 謙治 |
| 常 務 理 事       | 池本 知史 |

### 監 事

| 役 職 名   | 氏 名   |
|---------|-------|
| 代 表 監 事 | 中尾 一則 |
| 常 勤 監 事 | 塚本 忠雄 |
| 員 外 監 事 | 野口 真一 |

### Ⅲ 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和8年7月現在） 所在地 東京都港区芝五丁目29番11号

### Ⅳ 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

### Ⅴ 沿革・あゆみ

|    |            |           |                                   |
|----|------------|-----------|-----------------------------------|
| 明治 | 44年        | 8月        | 滋賀県信用組合連合会設立                      |
| 昭和 | 12年        | 5月        | 滋賀県信用販売購買利用組合連合会に改組               |
|    | 18年        | 12月       | 滋賀県農業会設立                          |
|    | <b>23年</b> | <b>8月</b> | <b>滋賀県信用農業協同組合連合会設立</b>           |
|    | 29年        | 4月        | 農林漁業金融公庫の受託業務を開始                  |
|    | 36年        | 9月        | 合同ビル（大津市京町）に本所事務所移転               |
|    | 37年        | 3月        | 年金福祉事業団の受託業務を開始                   |
|    | 38年        | 2月        | 住宅金融公庫の受託業務を開始                    |
|    | 40年        | 8月        | 内国為替業務取扱い開始                       |
|    | 47年        | 10月       | 貯金残高 1,000 億円突破                   |
|    | 49年        | 10月       | 系統為替滋賀県センター発足                     |
|    | 50年        | 7月        | 国庫金振込事務取扱開始                       |
|    | 52年        | 11月       | 貯金残高 2,000 億円突破                   |
|    | 53年        | 7月        | 貯金システム・オンライン化実施                   |
|    | 53年        | 12月       | 国民金融公庫の受託業務を開始                    |
|    | 54年        | 2月        | 全国銀行内国為替制度に加盟                     |
|    | 55年        | 6月        | 為替システム・オンライン化実施                   |
|    | 55年        | 11月       | 貯金残高 3,000 億円突破                   |
|    | 56年        | 4月        | 滋賀県指定代理金融機関に指定される                 |
|    | 56年        | 7月        | 貸付システム・オンライン化実施                   |
|    | 57年        | 1月        | 県内農協間貯金ネットサービス開始                  |
|    | 57年        | 12月       | 貯金残高 4,000 億円突破                   |
|    | 58年        | 11月       | キャッシュサービスを開始                      |
|    | 59年        | 3月        | 全国農協間ネットサービス開始                    |
|    | 59年        | 11月       | 貯金残高 5,000 億円突破                   |
|    | 61年        | 10月       | 貯金残高 6,000 億円突破                   |
|    | 63年        | 4月        | 滋賀銀行とのCDオンライン提携（SNS）開始            |
|    | 63年        | 11月       | 貯金残高 7,000 億円突破                   |
| 平成 | 2年         | 7月        | 都銀・地銀とのCDオンライン提携（MICS）開始          |
|    | 3年         | 2月        | サンデーバンキング開始                       |
|    | 3年         | 10月       | 県内JA貯金残高 1 兆円突破                   |
|    | 3年         | 10月       | 貯金残高 8,000 億円突破                   |
|    | 4年         | 4月        | 農協CI導入 愛称は「JA」に                   |
|    | 10年        | 10月       | 呼称「JAバンク」の導入                      |
|    | 11年        | 10月       | JASTEMシステムへ移行                     |
|    | 11年        | 12月       | 信託契約代理業務の取扱開始                     |
|    | 11年        | 12月       | 投資信託窓口販売業務の取扱開始                   |
|    | 12年        | 5月        | 自動化機器による郵便貯金との提携開始                |
|    | 12年        | 10月       | デビットカードの取扱開始                      |
|    | 13年        | 10月       | 日本銀行歳入復代理店の事務取扱開始                 |
|    | 13年        | 11月       | JAネットバンクの取扱開始                     |
|    | 14年        | 1月        | JAバンクカードの取扱開始                     |
|    | 15年        | 6月        | 経営管理委員会制度導入                       |
|    | 16年        | 1月        | マルチペイメントネットワークサービスの取扱開始           |
|    | 17年        | 7月        | 全国印鑑システムの取扱開始                     |
|    | 17年        | 11月       | セブン銀行とのATM提携開始                    |
|    | 19年        | 2月        | ICキャッシュカードの取扱開始                   |
|    | 19年        | 7月        | JAバンク滋賀ローンセンター設置                  |
|    | 20年        | 3月        | ATMのIC化対応完了                       |
|    | 22年        | 1月        | JASTEM次期システムへ移行                   |
|    | 23年        | 3月        | 貯金残高 9,000 億円突破、年金センター・農業金融センター設置 |
|    | 24年        | 6月        | 貯金残高 1 兆円突破                       |

|     |        |                       |
|-----|--------|-----------------------|
| 25年 | 8月     | 貯金残高1兆1,000億円突破       |
| 26年 | 3月     | J Aバンク滋賀 事務センタービル竣工   |
| 26年 | 4月     | J A金融センター稼働           |
| 26年 | 8月     | 貯金残高1兆2,000億円突破       |
| 26年 | 8月     | 県内J A貯金残高1兆5,000億円突破  |
| 27年 | 4月     | J Aビル滋賀（大津市京町）竣工      |
| 28年 | 6月     | 貯金残高1兆3,000億円突破       |
| 30年 | 6月     | 貯金残高1兆4,000億円突破       |
| 令和  | 元年 12月 | J Aバンクアプリ取扱開始         |
|     | 4年 11月 | 「SDGs宣言」、「SDGs取組方針」制定 |
|     | 5年 3月  | T C F D提言に基づく情報開示     |
|     | 6年 9月  | J Aバンクアプリプラス取扱開始      |

## Ⅵ 店舗等のご案内

### ◇店舗等のご案内

令和8年7月現在

| 店舗及び事務所名             | 住 所             | 電 話 番 号      |
|----------------------|-----------------|--------------|
| 本 所                  | 大津市京町四丁目3番38号   | 077-521-1631 |
| J Aバンク滋賀<br>事務センタービル | 大津市におの浜三丁目3番31号 | 077-527-6532 |



J Aバンク滋賀信連 本所



J Aバンク滋賀 事務センタービル

### ◇ホームページ

当会の概要やJ Aバンク滋賀の情報はインターネットでご覧いただくことができます。

- ▶ J Aバンク滋賀信連ホームページ <https://www.sinren.jas.or.jp/>
- ▶ J Aバンク滋賀ホームページ <https://www.jabank-shiga.jas.or.jp/>

### ◇J Aバンク相談所（一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所）

J Aバンク相談所は、J Aバンクに関するご相談・苦情をお受けしています。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご了解を得たうえで、J Aバンク滋賀やご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、J Aバンク相談所ではお答えできないこともありますので、当会の窓口にお問い合わせください。

- ▶ 受付時間 月～金曜日 9：00～17：00（金融機関の休業日を除く）
- ▶ 電話番号 03-6837-1359
- ▶ J Aバンク相談所ホームページ <https://www.jabank.org/support/soudan/>

## 索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第 204 条関連）

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| <b>1 概況および組織に関する事項</b>               |           |
| （1）業務の運営の組織                          | 111       |
| （2）理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名           | 111       |
| （3）会計監査人の名称                          | 112       |
| （4）事務所の名称および所在地                      | 113       |
| （5）特定信用事業代理業者に関する事項                  | 112       |
| <b>2 主要な業務の内容</b>                    | 41 ～ 46   |
| <b>3 主要な業務に関する事項</b>                 |           |
| （1）直近の事業年度に関する事業の概況                  | 29 ～ 31   |
| （2）直近の 5 事業年度における主要な業務の状況            | 73        |
| a 経常収益                               |           |
| b 経常利益又は経常損失                         |           |
| c 当期剰余金又は当期損失金                       |           |
| d 出資金および出資口数                         |           |
| e 純資産額                               |           |
| f 総資産額                               |           |
| g 貯金等残高                              |           |
| h 貸出金残高                              |           |
| i 有価証券残高                             |           |
| j 単体自己資本比率                           |           |
| k 剰余金の配当の金額                          |           |
| l 職員数                                |           |
| （3）直近の 2 事業年度における事業の状況               | 73 ～ 82   |
| a 主要な業務の状況を示す指標                      |           |
| b 貯金に関する指標                           |           |
| c 貸出金等に関する指標                         |           |
| d 有価証券に関する指標                         |           |
| <b>4 業務の運営に関する事項</b>                 |           |
| （1）リスク管理の体制                          | 14 ～ 15   |
| （2）法令遵守の体制                           | 16        |
| （3）中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況      | 25        |
| （4）苦情処理措置および紛争解決措置の内容                | 16        |
| <b>5 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項</b>   |           |
| （1）貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失金処理計算書  | 48 ～ 51   |
| （2）債権にかかる額およびその合計額                   | 79        |
| a 破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当する債権          |           |
| b 危険債権に該当する債権                        |           |
| c 三月以上延滞債権に該当する債権                    |           |
| d 貸出条件緩和債権に該当する債権                    |           |
| （3）元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項            | 79        |
| （4）自己資本の充実の状況                        | 84 ～ 107  |
| （5）取得価額又は契約価額、時価および評価損益              | 81        |
| a 有価証券                               |           |
| b 金銭の信託                              |           |
| c デリバティブ取引                           |           |
| d 金融等デリバティブ取引                        |           |
| e 有価証券関連店頭デリバティブ取引                   |           |
| （6）貸倒引当金の期末残高および期中の増減額               | 79        |
| （7）貸出金償却の額                           | 80        |
| （8）会計監査人の監査を受けている旨                   | 72        |
| <b>その他の重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条）</b> |           |
| <b>役員等の報酬体系</b>                      | 108 ～ 109 |



**編集 滋賀県信用農業協同組合連合会 総務部**

〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3番38号（JAビル滋賀）

TEL 077-521-1631

令和8年7月発行